

### 第 3 章 地域の概況



### 第3章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第4条第3項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺3kmとし、坂戸市、川島町、川越市、東松山市、鶴ヶ島市(以下、「関係市町」という。)を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

#### 3.1 社会的状況

##### 3.1.1 人口及び産業の状況

###### (1) 人口

関係市町の人口等の状況は表3.1.1-1に、人口の推移は図3.1.1-1に示すとおりである。

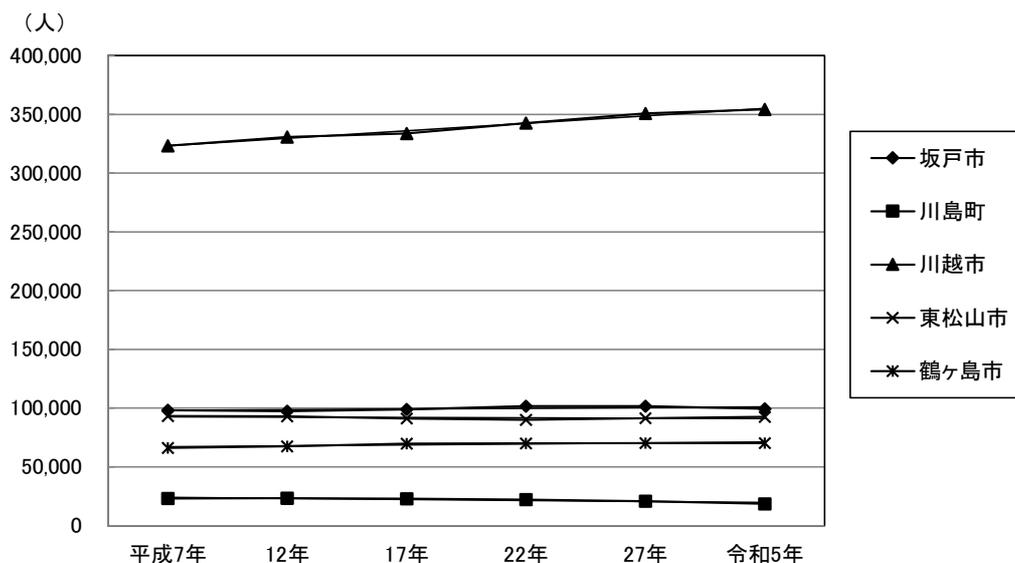
計画地が位置する坂戸市の令和5年10月における人口は、99,401人であり、平成22年以降は微減傾向である。関係市町の中で最も人口が多いのは川越市で、平成7年以降増加傾向である。その他の市町では川島町が減少傾向、東松山市及び鶴ヶ島市が横ばいとなっている。

表 3.1.1-1 人口・世帯数の状況(令和5年10月1日現在)

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯数)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
坂戸市	41.02	99,401	46,044	2,423.2
川島町	41.63	18,587	7,398	446.5
川越市	109.13	354,205	158,655	3,245.7
東松山市	65.35	92,482	41,756	1,415.2
鶴ヶ島市	17.65	70,325	32,226	3,984.4

出典:「埼玉県推計人口」(埼玉県ホームページ)

「全国都道府県市区町村別面積調」(令和5年12月、国土交通省国土地理院)



注) 各年10月1日現在。

出典:「埼玉県統計年鑑(令和4年)」(令和5年1月、埼玉県総務部統計課)

「埼玉県推計人口」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.1-1 人口推移

## (2) 産 業

関係市町の産業別従業者数は、表 3.1.1-2 に示すとおりである。

坂戸市では製造業の割合が最も高い。その他の関係市町では、川島町及び東松山市では製造業、川越市及び鶴ヶ島市では卸売業、小売業の割合が最も高くなっている。

表 3.1.1-2 産業分類別従業者数の状況

分 類	坂戸市		川島町		川越市		東松山市		鶴ヶ島市	
	従業者数 (人)	構成比 (%)								
農林、漁業	10	0.0	44	0.4	233	0.2	100	0.2	19	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	5	0.0	-	-	-	-
建設業	1,587	5.4	590	4.8	7,760	5.7	2,009	4.9	1,130	5.0
製造業	6,696	22.7	5,201	42.2	22,526	16.5	9,139	22.2	3,442	15.4
電気・ガス・熱供給・水道業	87	0.3	-	-	582	0.4	75	0.2	1	0.0
情報通信業	275	0.9	133	1.1	1,054	0.8	135	0.3	371	1.7
運輸業、郵便業	1,393	4.7	1,826	14.8	7,956	5.8	3,643	8.8	1,285	5.7
卸売業、小売業	5,406	18.4	1,419	11.5	26,625	19.5	7,681	18.7	6,115	27.3
金融業、保険業	489	1.7	32	0.3	3,014	2.2	614	1.5	227	1.0
不動産業、物品賃貸業	535	1.8	164	1.3	3,750	2.7	646	1.6	713	3.2
学術研究、 専門・技術サービス業	490	1.7	80	0.6	5,169	3.8	745	1.8	386	1.7
宿泊業、飲食サービス業	2,415	8.2	454	3.7	11,369	8.3	3,921	9.5	2,491	11.1
生活関連サービス業、娯楽業	1,257	4.3	127	1.0	4,988	3.7	1,679	4.1	949	4.2
教育、学習支援業	2,068	7.0	69	0.6	5,330	3.9	1,929	4.7	576	2.6
医療、福祉	4,287	14.6	816	6.6	20,319	14.9	6,301	15.3	3,381	15.1
複合サービス事業	433	1.5	63	0.5	1,564	1.1	462	1.1	47	0.2
サービス業 (他に分類されないもの)	2,014	6.8	1,316	10.7	14,401	10.5	2,096	5.1	1,261	5.6
非農林漁業(公務を除く)	29,432	100.0	12,290	99.6	136,412	99.8	41,075	99.8	22,375	99.9
全産業(公務を除く)	29,442	100.0	12,334	100.0	136,645	100.0	41,175	100.0	22,394	100.0

注) 令和 3 年 6 月 1 日現在

出典:「政府統計の総合窓口(e-Stat)令和 3 年経済センサス活動調査」(令和 5 年 6 月、総務省統計局)

### 3.1.2 土地利用の状況

#### (1) 地目別土地利用

関係市町の地目別土地利用面積は、表 3.1.2-1 に示すとおりである。

坂戸市の地目別土地面積は宅地が最も多く、全体の 38.3%を占めている。次いで、田が 23.2%、畑が 21.7%を占めており、農地の面積が多い。その他の関係市町については、川島町では田、川越市、東松山市及び鶴ヶ島市では、宅地の割合が高くなっている。

表 3.1.2-1 地目別土地利用面積(令和 3 年 1 月 1 日現在)

地目 市町名	項目	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
坂戸市	面積 (ha)	676.8	632.9	1,118.2	4.1	126.5	0.7	72.1	290.2
	割合 (%)	23.2	21.7	38.3	0.1	4.3	0.0	2.5	9.9
川島町	面積 (ha)	1,421.2	832.4	558.9	8.2	15.2	-	25.8	108.9
	割合 (%)	47.8	28.0	18.8	0.3	0.5	-	0.9	3.7
川越市	面積 (ha)	2,026.6	1,659.9	3,571.1	6.6	323.5	-	38.9	1,006.4
	割合 (%)	23.5	19.2	41.4	0.1	3.7	-	0.5	11.7
東松山市	面積 (ha)	921.3	1,192.7	1,458.1	28.4	728.5	-	30.7	831.0
	割合 (%)	17.7	23.0	28.1	0.5	14.0	-	0.6	16.0
鶴ヶ島市	面積 (ha)	3.2	401.4	695.6	0.4	89.4	-	0.0	154.7
	割合 (%)	0.2	29.9	51.7	0.0	6.6	-	0.0	11.5

注) 1. この表は、固定資産課税台帳に登録された地積で、非課税も含まれる。

2. 「雑種地」には、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道地、遊園地等が含まれる。

3. 墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び鉱泉地等は、本表には含まれない。

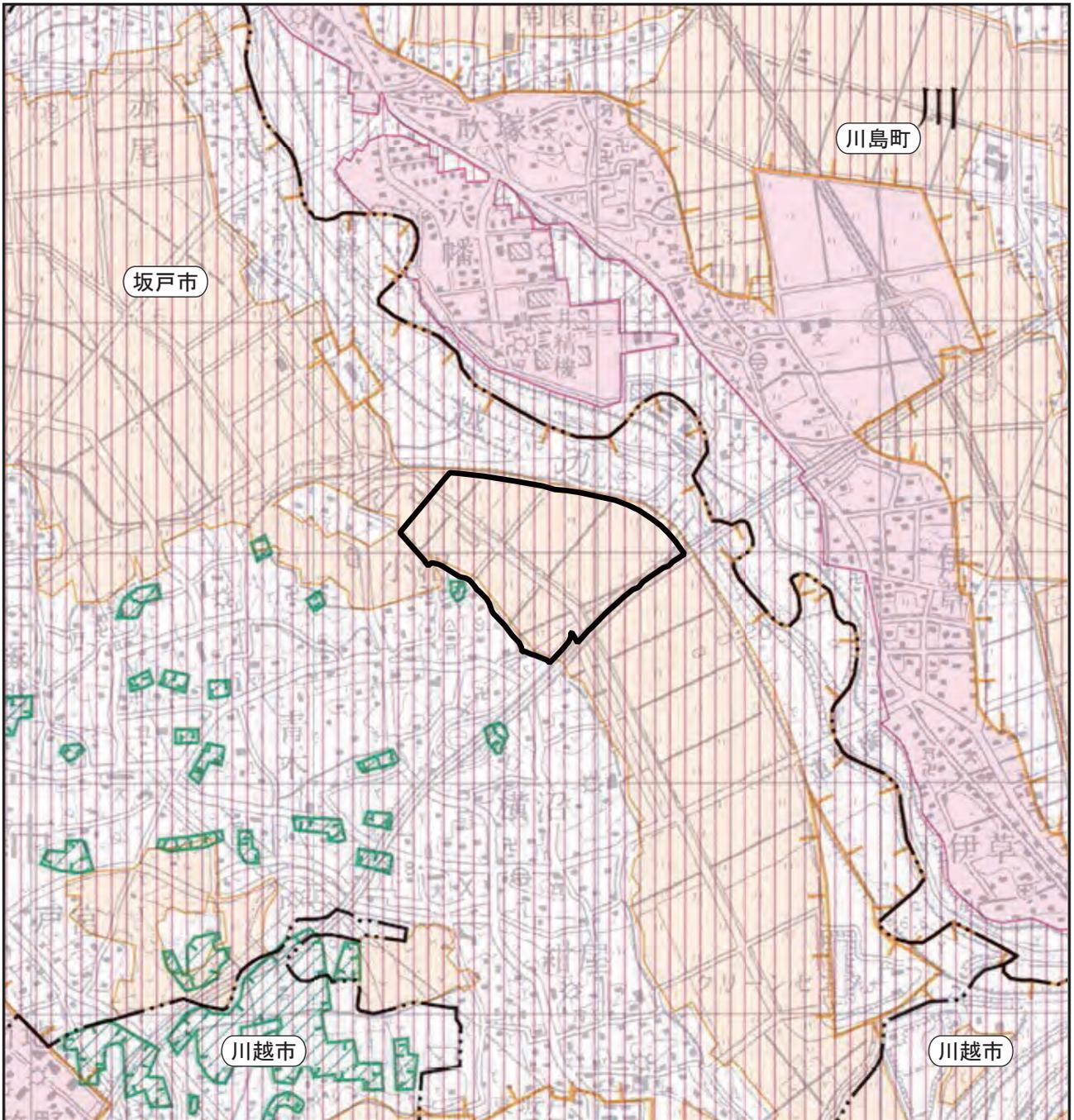
出典:「令和 4 年埼玉県統計年鑑」(令和 5 年 2 月、埼玉県総務部統計課)

#### (2) 土地利用計画の状況

計画地及び周辺地域の土地利用計画図は、図 3.1.2-1 に示すとおりである。

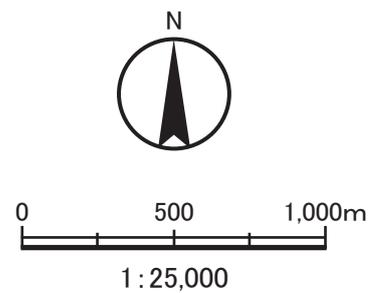
計画地及び周辺地域は、主に市街化調整区域であり、計画地を含む越辺川沿いの地域は農用地区域に指定されている。計画地北側及び東側の川島町域の幹線道路沿いは市街化区域に指定されている。

計画地及び周辺地域の都市計画図は図 3.1.2-2 に示すとおりであり、計画地は農業振興地域(農用地区域)に指定されている。



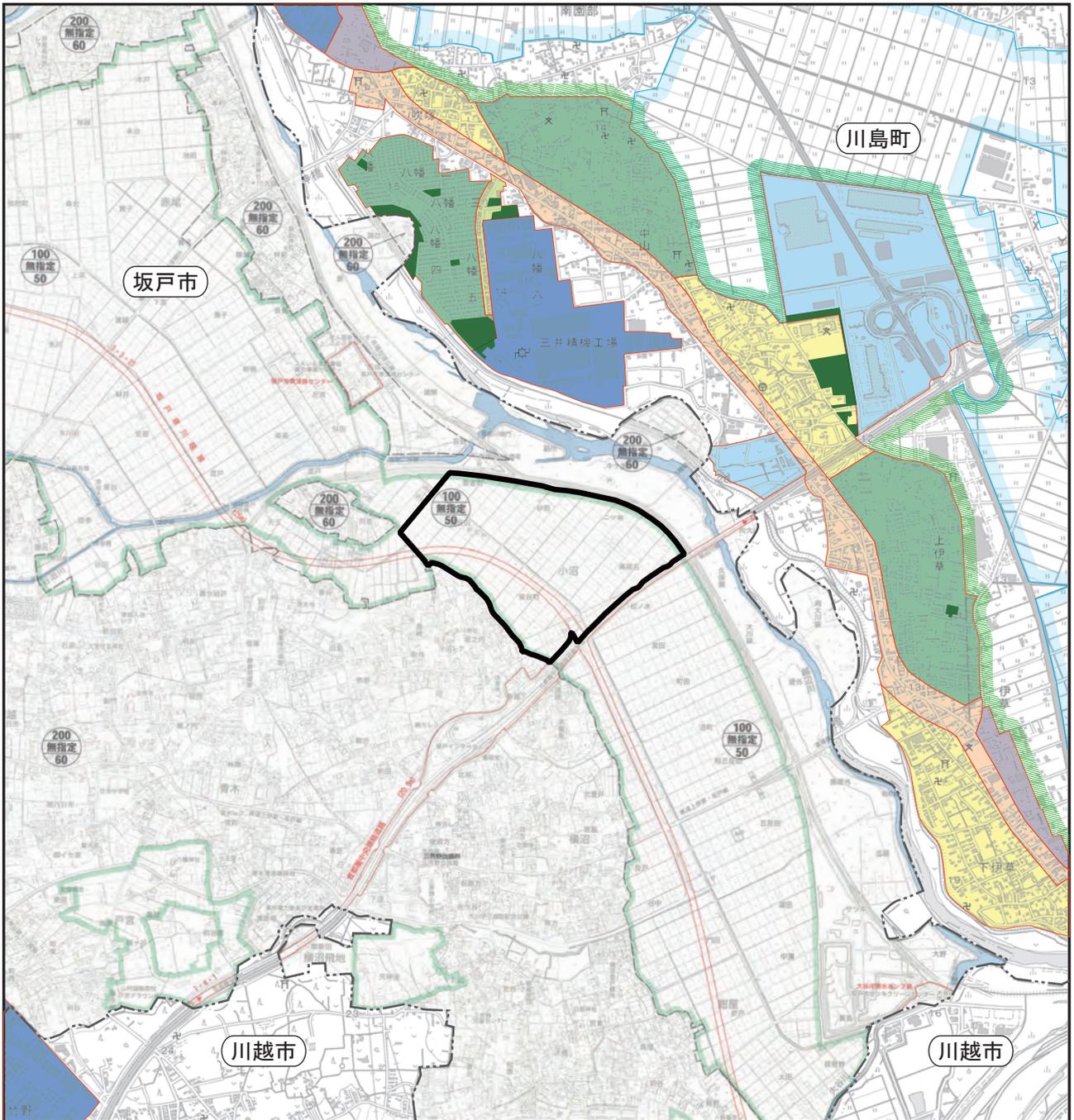
凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 市街化区域
- : 市街化調整区域
- : 農業地域
- : 農用地区域
- : 森林地域
- : 地域森林計画対象民有林



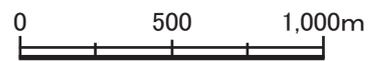
出典:「埼玉県土地利用基本計画図3-2」(平成25年2月、埼玉県)

図3.1.2-1 土地利用基本計画図



凡例

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| : 計画地            | : 準工業地域         |
| : 市町界            | : 工業地域          |
| : 市街化区域及び市街化調整区域 | : 工業専用地域        |
| : 第一種低層住居専用地域    | : 農業振興地域(農用地区域) |
| : 第二種中高層住居専用地域   | : 農業振興地域        |
| : 第一種住居地域        | : 農用地区域(田)      |
| : 第二種住居地域        | : 都市公園          |



1 : 25,000

出典:「坂戸市都市計画図」(平成29年3月、坂戸市)  
「川島管内図」(令和2年3月修正、川島町)  
「川越都市計画図」(令和4年10月、川越市)

図3.1.2-2 都市計画図

### 3.1.3 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況

#### (1) 河川及び湖沼の分布

計画地周辺の河川の分布状況は、図 3.1.3-1 に示すとおりである。

計画地周辺には、計画地北側から南東方向にかけて一級河川である越辺川が流れている。また、西側には飯盛川が流れており、計画地北側で越辺川と合流する。計画地及び周辺地域は大部分が水田であり、農業用水、農業排水等の水路が多く分布する。

#### (2) 上水道

関係市町における上水道の状況は、表 3.1.3-1 に示すとおりである。計画地が位置する坂戸市の上水道普及率は、99.6%となっている。

表 3.1.3-1 上水道の状況(令和3年度)

市町村名	行政区域内 総人口 (人)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	普及率 (%)
坂戸市	99,524	114,200	99,145	99.6
川島町	18,908	29,100	18,896	99.9
川越市	354,319	360,172	355,370	100.3
東松山市	91,843	106,000	90,343	98.4
鶴ヶ島市	70,133	84,000	69,810	99.5

注) 計画給水人口は、上水道及び簡易水道の計画給水人口と、専用水道の確認時給水人口の和である。

出典:「埼玉県の水道 令和4年度版(令和3年度水道統計調査資料)」

(令和5年3月、埼玉県保健医療部生活衛生課)

#### (3) 農業用水

計画地は農地であり、その殆どが水田として利用されているため、計画地内は、農業用水路が張り巡らされている。

計画地内の農業用水は飯盛川より取水し、供給され、大谷川へ排水されている。

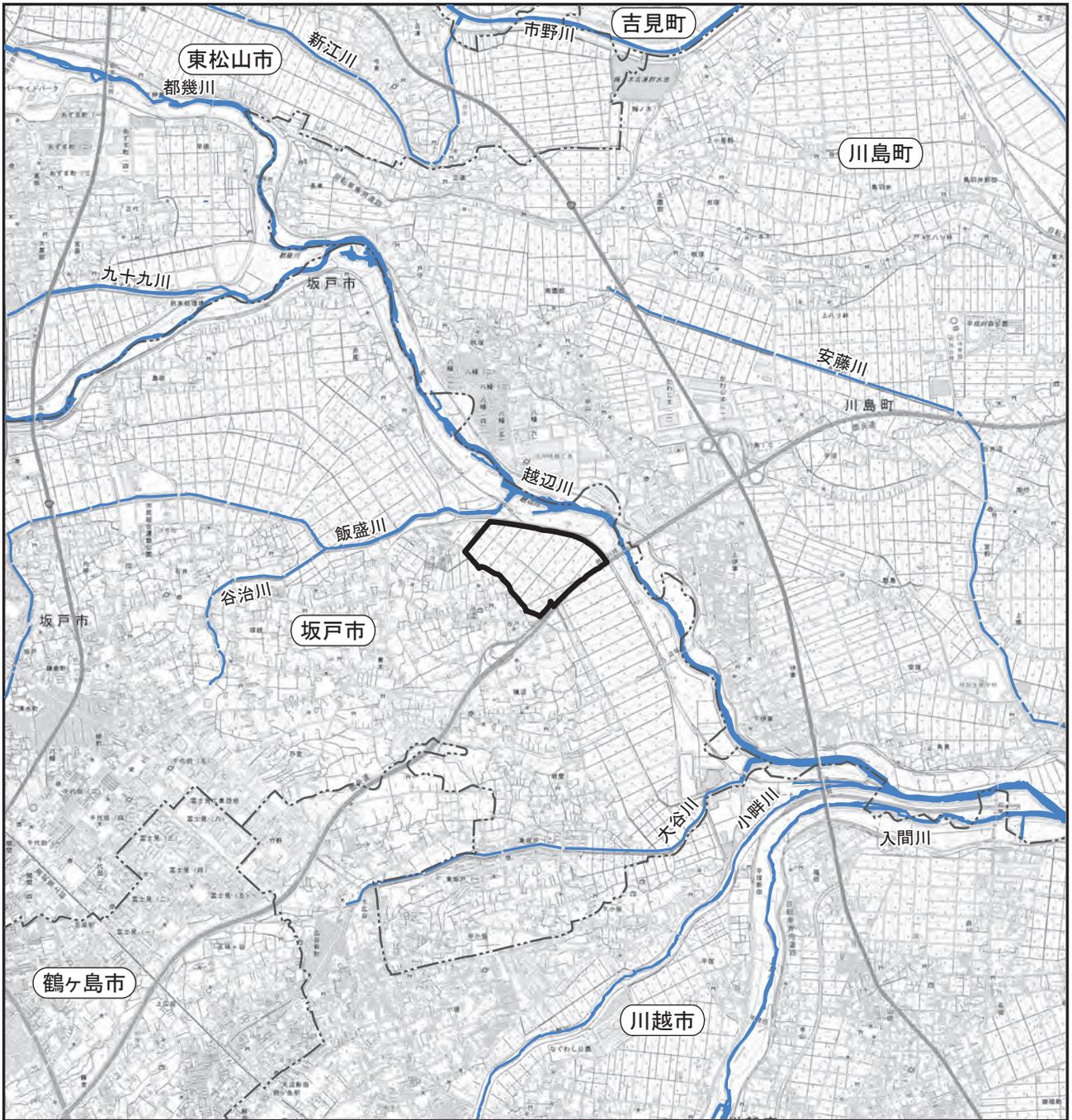
#### (4) 内水面漁業

計画地周辺を流れる越辺川には漁業権が設定されており、免許番号は共第3号である。共第3号の漁業権の内容は表 3.1.3-2 に示すとおりである。

表 3.1.3-2 漁業権の内容

河川名	免許番号	漁業権者	魚種
都幾川、越辺川、 小畔川、飯盛川、 九十九川、高麗川、 葛川、入間川、安藤川等	共第3号	武蔵、埼玉西部、 入間、埼玉南部	あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、 こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじ か、わかさぎ、なまず

出典:「埼玉の水産/埼玉県共第3号第五種共同漁業権漁場」(埼玉県農林部生産振興課ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 河川

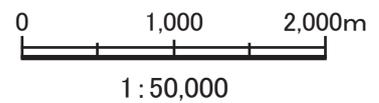


図3.1.3-1 水系の状況

### (5) 地下水の利用状況

関係市町における地下水採取量の推移は、表 3.1.3-3 に示すとおりである。

坂戸市の地下水採取量は平成 29 年以降約 10,000m<sup>3</sup>/日前後で推移している。地下水の用途は、鶴ヶ島市を除く 4 市町は水道用としての利用が最も多く、鶴ヶ島市では工業用としての利用が最も多くなっている。

表 3.1.3-3 地下水採取量の推移

市町名	用途	単位:m <sup>3</sup> /日				
		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
坂戸市	水道用	9,616.4	10,040.0	9,926.3	10,768.0	10,878.0
	建築物用	254.0	271.3	53.4	196.1	218.3
	工業用	420.0	483.8	426.2	429.1	470.1
	計	10,290.4	10,795.1	10,405.9	11,393.2	11,566.4
川島町	水道用	2,986.2	3,830.3	3,588.5	3,705.1	3,737.1
	建築物用	95.6	100.6	57.3	60.4	147.0
	工業用	255.7	167.7	294.1	297.1	419.9
	計	3,337.5	4,098.6	3,939.9	4,062.6	4,304.0
川越市	水道用	11,500.9	13,046.8	12,823.0	14,791.9	14,951.3
	建築物用	2,202.6	2,424.6	2,315.4	2,418.7	2,306.7
	工業用	6,465.6	8,128.6	7,266.1	7,618.9	7,574.5
	計	20,169.1	23,600.0	22,404.5	24,829.5	24,832.5
東松山市	水道用	8,083.1	7,854.2	6,524.8	4,207.1	8,437.6
	建築物用	24.0	24.7	24.2	24.1	50.2
	工業用	1,367.1	1,679.2	1,571.7	857.4	1,468.7
	計	9,474.2	9,558.1	8,120.7	5,088.6	9,956.5
鶴ヶ島市	水道用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建築物用	34.0	33.6	32.1	29.6	31.8
	工業用	1,100.2	1,075.7	1,143.7	1,067.1	1,035.1
	計	1,134.2	1,109.3	1,175.8	1,096.7	1,066.9

出典:「埼玉県地盤沈下調査報告書(令和 3 年度観測成果)」(令和 5 年 1 月、埼玉県)

### 3.1.4 交通の状況

#### (1) 主要交通網

計画地周辺における交通網の状況は図 3.1.4-1 に示すとおりである。

計画地は圏央道に隣接しており、計画地周辺では、東側約 1.2km を一般国道 254 号が南北に、南側約 0.8km を一般県道上伊草坂戸線が東西に走っている。

また、計画地南西側約 4.5km 付近を東武東上線が走っている。

#### (2) 道路交通量

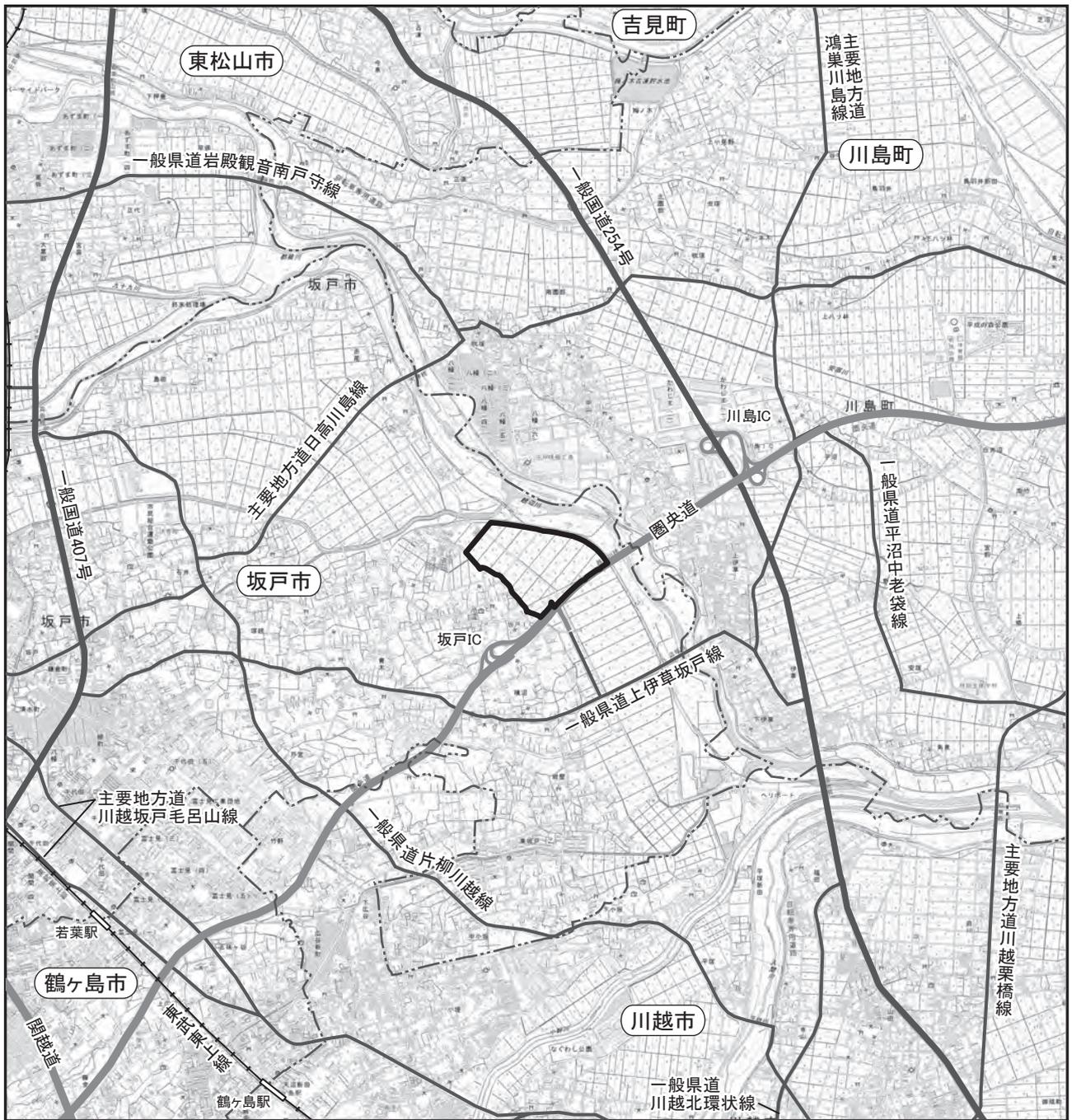
計画地周辺の自動車交通量は表 3.1.4-1 に、自動車交通量調査地点は図 3.1.4-2 に示すとおりである。

交通量が最も多かったのは、計画地南側を走る一般国道 468 号(圏央道)で、昼間 12 時間自動車交通量が合計 43,882 台、24 時間自動車交通量が合計 62,420 台であった。

表 3.1.4-1 自動車交通量(令和 3 年度)

調査 単位 区間 番号	路線名	接続路線等		昼間 12 時間自動車交通量			24 時間自動車交通量		
		起点側	終点側	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
17080	一般国道 254 号	川越北環状線	日高川島線	23,827	6,692	30,519	33,682	9,960	43,642
24050	一般国道 468 号 (圏央道)	関越自動車道	上伊草坂戸線	24,156	18,963	43,119	30,155	31,409	61,564
24060		上伊草坂戸線	一般国道 254 号	24,198	18,943	43,141	30,270	31,237	61,507
24070		一般国道 254 号	一般国道 17 号	24,807	19,075	43,882	31,187	31,233	62,420
42520	日高川島線	一般国道 407 号	一般国道 254 号	7,647	840	8,487	9,807	1,311	11,118
42610	鴻巣川島線	今泉東松山線	一般国道 254 号	5,169	1,535	6,704	6,822	1,893	8,715
61820	岩殿観音南戸守線	一般国道 407 号	日高川島線	5,895	605	6,500	7,496	954	8,450
62230	片柳川越線	日高川島線	川越坂戸毛呂山線	6,697	744	7,441	8,525	1,148	9,673
62530	上伊草坂戸線	鴻巣川島線	一般国道 407 号	9,538	1,501	11,039	12,420	2,151	14,571
62540	上伊草坂戸線	上伊草坂戸線	一般国道 468 号 (圏央道)	1,664	822	2,486	2,111	897	3,008
63430	平沼中老袋線	鴻巣川島線	川越上尾線	1,096	158	1,254	1,404	226	1,630

出典:「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」(令和 5 年 8 月確認、国土交通省ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 圏央道
-  : 一般国道
-  : 主要地方道、一般県道
-  : 鉄道(東武東上線)

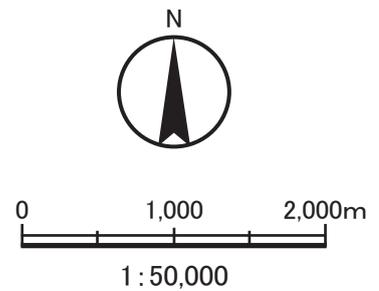
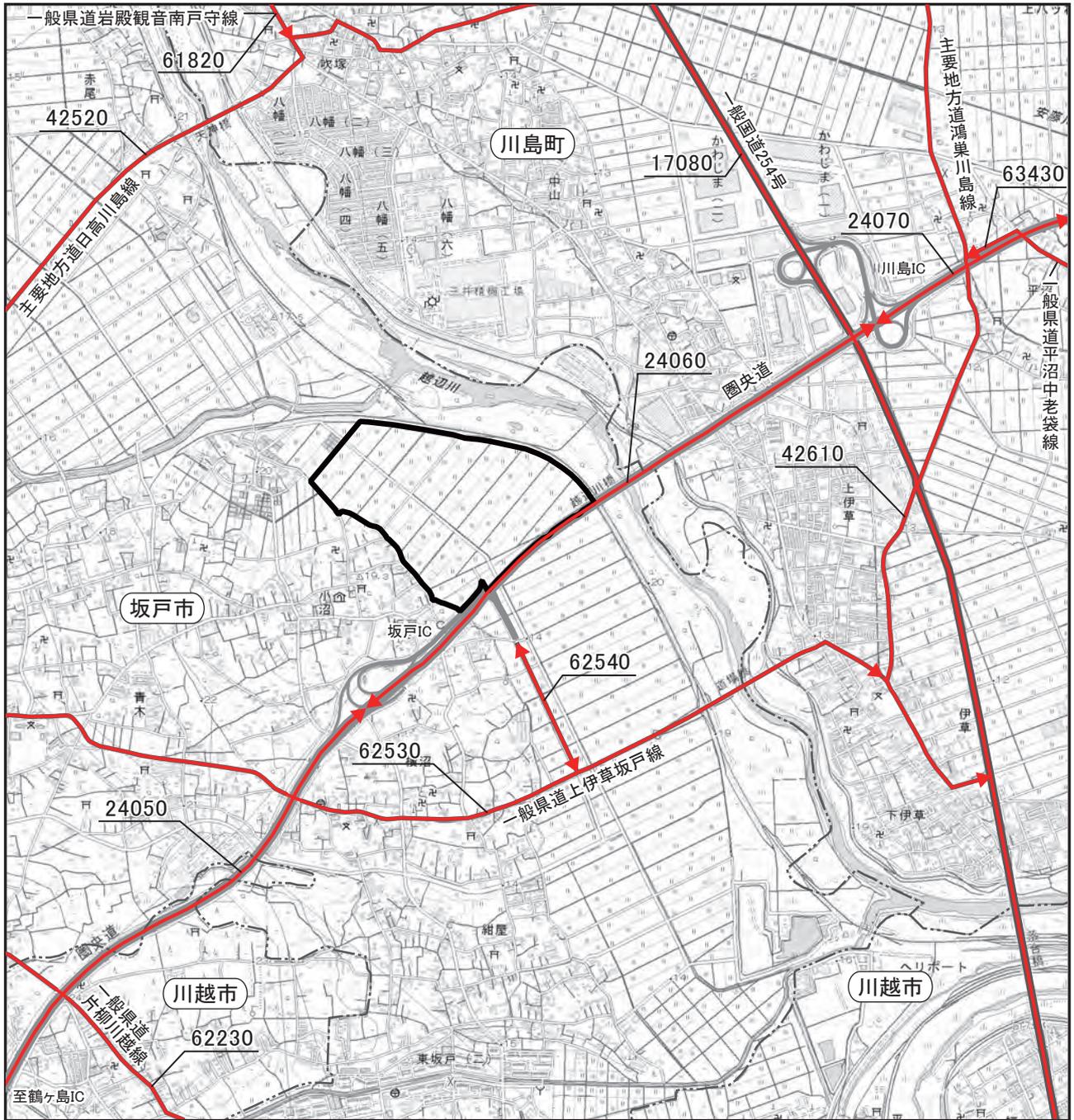


図3.1.4-1 交通網図



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 圏央道
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 交通量調査区間 (数字は調査単位区間番号)

注) 図中の数字は、表3.1.4-1の観測地点番号と対応している。  
 出典: 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」  
 (令和5年8月確認、国土交通省ホームページ)

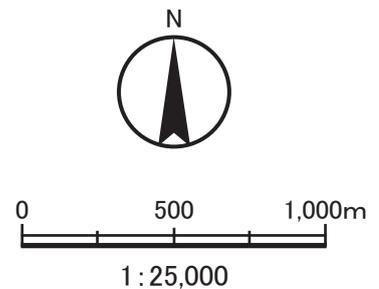


図3.1.4-2 交通量調査地点

### 3.1.5 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

#### (1) 環境保全についての配慮が必要な施設

計画地周辺における環境保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況は、表 3.1.5-1 及び図 3.1.5-1 に示すとおりである。

計画地から最も近い環境保全についての配慮が必要な施設としては、計画地の南西側約 150m に「小川医院」がある。

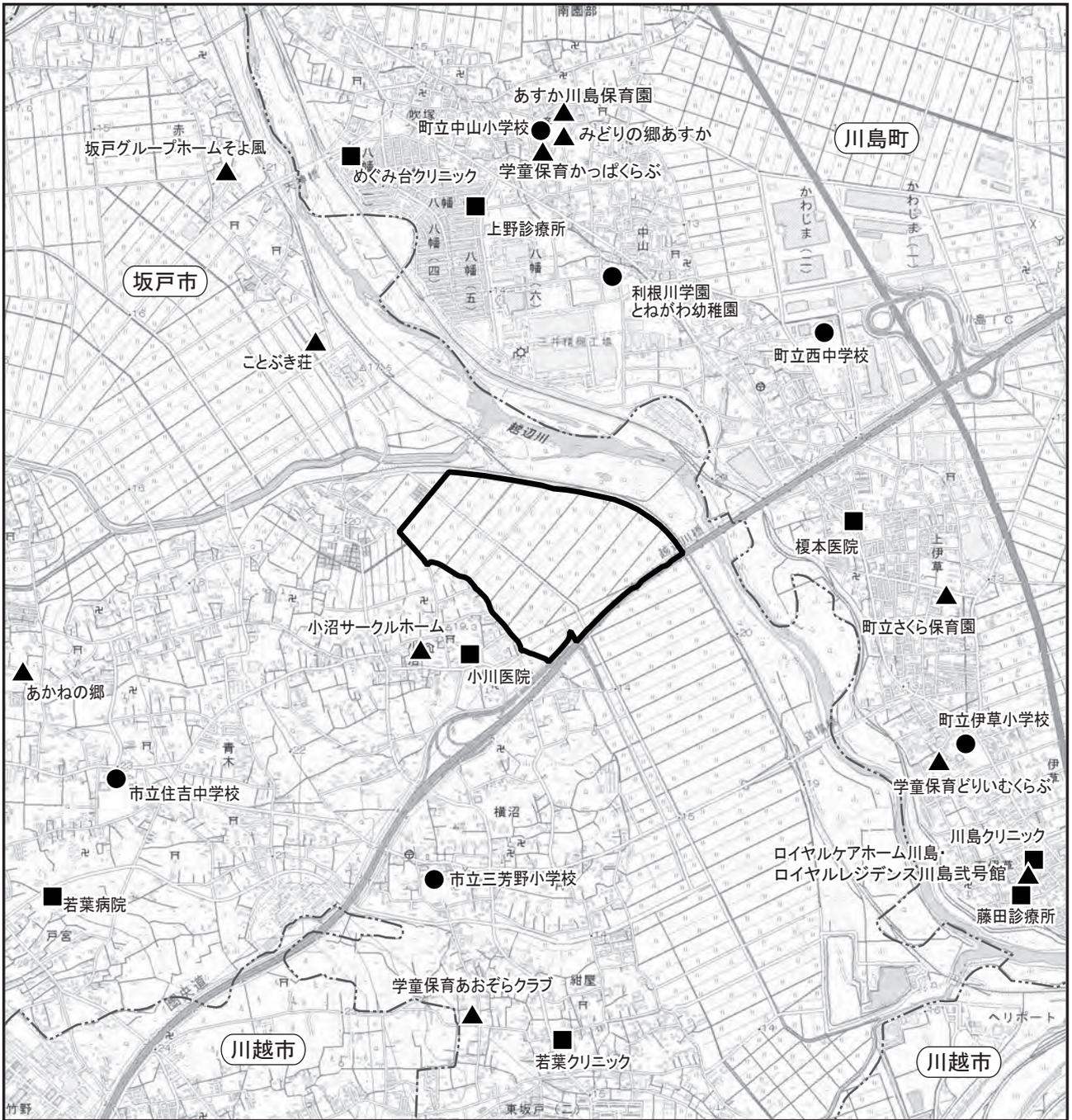
表 3.1.5-1 環境保全についての配慮が特に必要な施設

市 町	区 分		施設名	
坂戸市	学校	小学校	市立三芳野小学校	
		中学校	市立住吉中学校	
	医療施設	病院	若葉病院	
		診療所	小川医院 若葉クリニック	
	福祉施設	児童福祉施設	学童保育あおぞらクラブ	
		障害者福祉施設	あかねの郷	
		老人福祉センター	ことぶき荘	
		認知症対応型共同生活介護	坂戸グループホームそよ風	
		特別養護老人ホーム	小沼サークルホーム	
	川島町	学校・幼稚園等	幼稚園	利根川学園とねがわ幼稚園
小学校			町立中山小学校	
			町立伊草小学校	
中学校		町立西中学校		
		医療施設	診療所	めぐみ台クリニック
				上野診療所
				榎本医院
				川島クリニック
藤田診療所				
福祉施設		保育園	町立さくら保育園	
			あすか川島保育園	
		児童福祉施設	学童保育どりいむくらぶ	
		サービス付き高齢者向け住宅	ロイヤルケアホーム川島	
			ロイヤルレジデンス川島弐号館	
介護付き有料老人ホーム	みどりの郷あすか			

出典：「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)  
「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)  
「学童保育所一覧」「老人福祉センターの利用案内」(坂戸市ホームページ)  
「町内の保育施設」「放課後児童クラブ」(川島町ホームページ)  
「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(一般社団法人高齢者住宅協会ホームページ)

#### (2) 住宅の分布状況

計画地及び周辺地域における都市計画法に基づく用途地域の状況は、図 3.1.2-2 に示したとおりである。計画地周辺に用途地域の指定はないが、計画地の西側及び南側には住宅が点在している。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 教育施設
-  : 医療施設
-  : 福祉施設

出典: 「埼玉県学校便覧」(埼玉県ホームページ)  
「埼玉県医療機能情報提供システム」(埼玉県ホームページ)  
「社会福祉施設等一覧」(埼玉県ホームページ)  
「学童保育所一覧」「老人福祉センターの利用案内」(坂戸市ホームページ)  
「町内の保育施設」「放課後児童クラブ」(川島町ホームページ)  
「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」(一般社団法人高齢者住宅協会ホームページ)

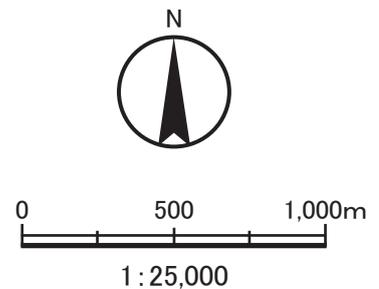


図3.1.5-1 環境保全について配慮が必要な施設

### 3.1.6 下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備の状況

#### (1) 下水道

関係市町における公共下水道整備状況は、表 3.1.6-1 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市の下水道普及率は、72.6%となっている。計画地周辺の施設は石井水処理センター及び北坂戸水処理センターが存在しており、場所は図 3.1.6-1 に示すとおりである。なお、計画地は現在、公共下水道の計画区域に含まれていないが、本事業の実施に合わせ計画区域に編入することとしている。

表 3.1.6-1 公共下水道整備状況(令和 4 年度末)

市町名	区 分	行政人口 (人) A	処理人口 (人) B	普及率 (%) B/A	
坂戸市	単独公共下水道	99,565	72,245	72.6	
川島町	荒川右岸流域	19,112	10,147	53.1	
川越市	荒川右岸流域	352,334 (352,986)	306,850 (307,502)	87.1 (87.1)	
	単独公共下水道	日高市へ流入	643	643	100.0
		坂鶴下水道組合へ流入	9 (352,986)	9 (307,502)	100.0 (87.1)
東松山市	単独公共下水道	90,605	47,459	52.4	
鶴ヶ島市	荒川右岸流域	7,354 (70,112)	7,354 (59,397)	100.0 (84.7)	
	単独公共下水道	62,758 (70,112)	52,043 (59,397)	82.9 (84.7)	

注) 行政人口は、令和 5 年 3 月末現在の住民基本台帳人口

( )内は、都市全体の行政面積、行政人口、普及率

出典:「公共下水道整備状況一覧表」(令和 5 年 9 月、埼玉県下水道局下水道事業課)

#### (2) し尿処理

関係市町のし尿処理量は表 3.1.6-2 に、坂戸地区衛生組合のし尿処理量の推移は表 3.1.6-3 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市では、令和 3 年において年間 16,578kL の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

坂戸地区衛生組合は、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、鳩山町で組織され、し尿の収集、運搬及び処理に関する事務を共同で処理している。し尿処理量は平成 29 年度以降、減少傾向となっている。

表 3.1.6-2 関係市町のし尿処理量(令和 3 年度末)

関係市町	汲み取り		浄化槽		処理量合計 (kL)
	非水洗化 人口 (人)	し尿年間処理量 (kL)	浄化槽 人口(人)	汚泥年間処理量 (kL)	
坂戸市	608	1,223	28,188	15,355	16,578
川島町	217	211	9,498	5,329	5,540
川越市	1,513	2,277	50,588	34,635	36,929
東松山市	416	1,520	42,719	17,648	19,168
鶴ヶ島市	313	410	9,370	8,363	8,773

出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和 3 年度実績～」(令和 5 年 6 月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-3 坂戸地区衛生組合のし尿処理量の推移

年度	し尿		浄化槽汚泥年間投入量 (kL)
	年間投入量(kL)	1日平均投入量 (kL)	
平成29年度	3,142.5	12.8	36,969.0
平成30年度	2,949.0	12.0	36,128.0
令和元年度	2,968.8	12.2	37,224.2
令和2年度	2,694.0	11.0	37,029.4
令和3年度	2,573.2	10.6	35,755.5

出典:「統計坂戸(令和3年度版)」(令和5年3月、坂戸市総合政策部情報政策課)

(3)ごみ処理

関係市町におけるごみ処理量は表 3.1.6-4 に、計画地が位置する坂戸市のごみ処理量の推移は表 3.1.6-5 に示すとおりである。

坂戸市のごみ処理量は平成29年度以降、全てにおいて概ね横ばいである。

計画地周辺には、坂戸市東清掃センター(粗大ごみ処理施設)及びサツキクリーンセンター(最終処分場)があり、各施設の位置は図 3.1.6-1 に示すとおりである。

表 3.1.6-4 関係市町のごみ処理量(令和3年度末)

関係市町	総人口 (人)	搬入量			集団回収 量 (t)	1人1日 あたりの 排出量 (g)
		A 生活系 (t)	B 事業系 (t)	A+B 総搬入量 (t)		
坂戸市	100,110	22,913	4,625	27,538	0	754
川島町	19,466	5,214	1,408	6,622	154	954
川越市	353,635	78,480	23,935	102,415	4,199	826
東松山市	90,306	23,140	7,117	30,257	357	929
鶴ヶ島市	70,067	16,301	3,949	20,250	61	794

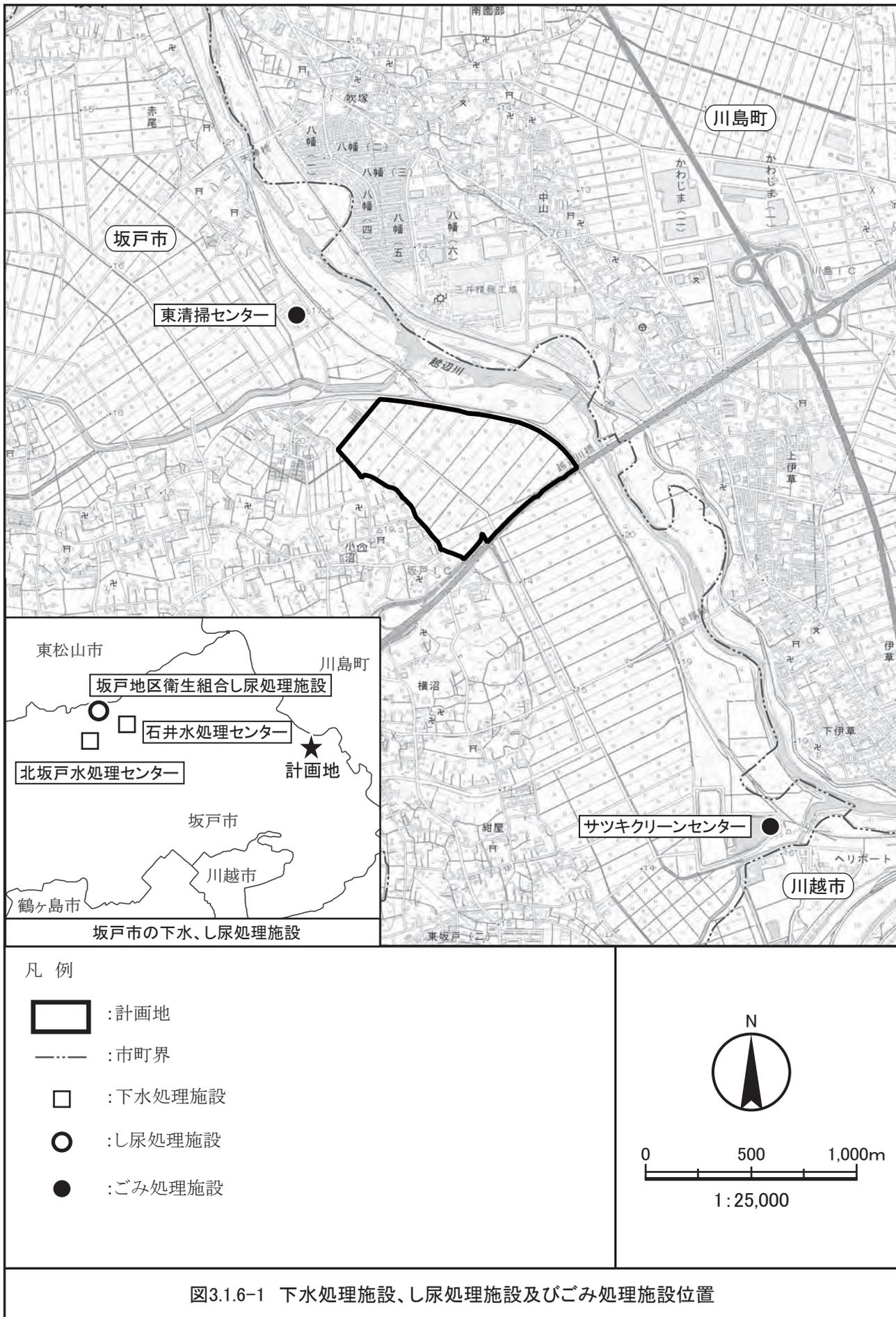
出典:「一般廃棄物処理事業の概況～令和3年度実績～」(令和5年6月、埼玉県環境部資源循環推進課)

表 3.1.6-5 坂戸市のごみ処理量の推移

年度	可燃ごみ		不燃ごみ		資源物	
	年間 排出量 (t)	1人1日 当りの排 出量(g)	年間 排出量 (t)	1人1日 当りの排 出量(g)	年間 排出量 (t)	1人1日 当りの排 出量(g)
平成29年度	20,339	549	2,704	73	4,785	129
平成30年度	20,472	554	2,805	76	4,736	128
令和元年度	20,284	548	2,892	78	4,752	128
令和2年度	19,781	539	3,331	91	5,284	144
令和3年度	19,510	534	2,943	81	5,085	139

注)「不燃ごみ」は粗大ごみ、廃乾電池・蛍光管類を含み、令和3年度から「小型充電式電池等」と「充電式小型家電等」を追加

出典:「統計坂戸(令和3年度版)」(令和5年3月、坂戸市総合政策部情報政策課)



### 3.1.7 法令による指定及び規制等の状況

#### (1) 大気汚染

##### ① 環境基本法等に基づく大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号)に基づく大気汚染に係る環境基準は、表 3.1.7-1 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)に基づく大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は、表 3.1.7-2 に示すとおりである。

表 3.1.7-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの(以下「1 日平均値の年間 98% 値」という。)が 0.06ppm 以下の場合には環境基準が達成され、1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が 6,000 時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日または時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	<長期的評価> 年間における 1 日平均値について、高い方から 2% の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	<短期的評価> 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> <短期基準>長期的評価としての測定結果の年間 98% 値を日平均値の代表値として選択し、評価を行う。 <長期基準>測定結果の 1 年平均値について評価を行う。 環境基準達成状況については、上記の長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。ただし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしないものとする。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 環境基準が 1 年平均値についての条件として定められていることから、告示によって定められた測定方法及び測定地点等により、同一地点において 1 年平均値と認められる値を環境基準と比較して評価を行う。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

出典:「大気汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日、環境庁告示第 25 号)  
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日、環境庁告示第 38 号)  
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 9 年 2 月 4 日、環境庁告示第 4 号)  
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日、環境省告示第 33 号)

表 3.1.7-2 大気の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

物質	環境上の条件	評価方法
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。	<長期的評価> 同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

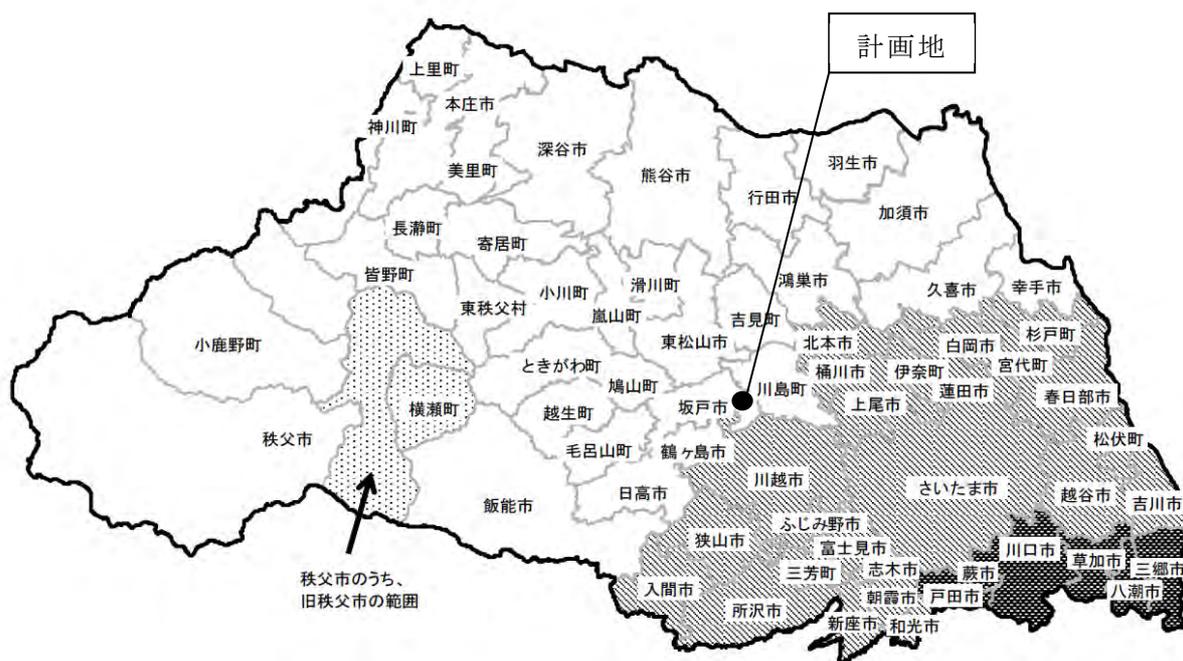
② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 「大気汚染防止法」等に基づく排出基準及び指定地域

(ア) 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) 及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成 13 年埼玉県条例第 57 号) に基づくばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制基準は、図 3.1.7-1 に示すとおりである。計画地は 100 号地域に該当するため、K 値 17.5 が適用される。

なお、「大気汚染防止法」に基づく総量規制及び燃料使用規制については埼玉県では 27 号地域のみが指定地域であるため、計画地には適用されない。



(平成 30 年 10 月 1 日における行政区画)

K 値

根拠法令 項目 地域	大 気 汚 染 防 止 法			埼玉県生活環境保全条例
	法第 3 条第 2 項 (地域区分)	法第 3 条第 2 項 (一般排出基準)	法第 3 条第 3 項 (特別排出基準) S49.4.1以降設置	条 例 第 5 0 条 新設・既設の区別なし
	27 号地域	3.5	2.34	9.0
	26 号地域	9.0	—	14.5
	28 号地域	14.5	—	17.5
	100 号地域	17.5	—	

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

図 3.1.7-1 硫黄酸化物に係る K 値規制図

(イ) ばいじん

ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンの「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準は、表 3.1.7-3 に示すとおりである。

表 3.1.7-3 「大気汚染防止法」に基づくばいじんの排出基準(抜粋)

ばい煙発生施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (On%)	一般排出 基準 (g/m <sup>3</sup> N)	備考	
					一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> N)	On の扱い
ボイラー	ガス専焼 ボイラー	4 以上	5	0.05	—	—
		4 未満		0.10	—	—
	液体専焼 及び液体・ ガス混焼 ボイラー	20 以上	4	0.05	既設は当分の間 0.07	—
		4～20		0.15	既設は当分の間 0.18	—
		1～4		0.25	—	—
		1 未満		0.30	—	当分の間 Os
ガスタービン		—	16	0.05	昭和 63 年 1 月 31 日までに設置され た施設及び非常 用施設は当分の 間適用を猶予する	—

注) 1. 既設とは昭和 57 年 6 月 1 日以前に設置された施設をいう。

2. 標準酸素濃度が Os とは、標準酸素濃度補正を行わないことを意味する。

出典:「埼玉県の大気規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

## (ウ)窒素酸化物

ばい煙発生施設に係る基準は、「大気汚染防止」に基づく排出基準と、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく指導基準がある。ばい煙発生施設のうち、本事業において設置の可能性が考えられるボイラー及びガスタービンについて、窒素酸化物の排出基準及び指導基準は表 3.1.7-4 に示すとおりである。

また、有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素等についても、ばい煙発生施設の種類ごとに「大気汚染防止法」、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき排出基準が定められている。

表 3.1.7-4 「大気汚染防止法」に基づく窒素酸化物の排出基準(抜粋)

ばい煙施設の種類		規模 (最大排ガス量) (万 m <sup>3</sup> N/h)	標準酸素 濃度 (O <sub>2</sub> %)	排出基準 <sup>※4</sup> (ppm)	指導基準 <sup>※5</sup> (ppm)
ボイラー	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	60	-
		10～50		100	-
		4～10		100	-
		1～4		100	-
		1 未満		150	-
	排煙脱硫装置付 <sup>※1</sup> 液体燃焼ボイラー (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
		1 未満		180	160
	液体燃焼ボイラー <sup>※2</sup> (液・ガス混焼も含む)	50 以上	4	130	120
		4～50		150	140
		1～4		150	140
1 未満		180		160	
ガスタービン <sup>※3</sup>	ガス専焼	4.5 以上	16	70	10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			20
	液体燃焼	4.5 以上			10
		4.0～4.5			10
		4.0 未満			10
					20

注)※1. 昭和 52 年 6 月 18 日以前に排煙脱硫装置をつけたもの(排ガス量が 1 万 m<sup>3</sup>N/h 未満のものについては、昭和 52 年 9 月 10 日以前)。

※2. 液体燃焼ボイラーのうち昭和 52 年 9 月 9 日までに設置された排ガス量が 5,000m<sup>3</sup>N/h 未満の過負荷燃焼型ものは適用が除外される。

※3. 非常用施設については、当分の間、排出基準は適用されない。

※4. 排出基準については、ボイラーは昭和 52 年 9 月 10 日以降、ガスタービンは平成 3 年 2 月 1 日以降に設置のものについての数値。

※5. 指導基準は、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関は全ての施設、左記以外は最大排ガス 5,000m<sup>3</sup>N/h 以上の施設に適用される。なお、熱源として電気を使用するもの、予備施設及び非常施設は除く。

出典:「埼玉県の大气規制(固定発生源)ばい煙関係」(令和 4 年 10 月、埼玉県環境部大気環境課)

(工)揮発性有機化合物(VOC)

「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)発生施設に係る排出基準は、表3.1.7-5に示すとおりである。

表 3.1.7-5 「大気汚染防止法」に基づく揮発性有機化合物(VOC)の排出基準

VOC排出施設		規模要件	排出基準
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600ppmC
2	塗装施設(吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造の用に供するもの 既設 : 700ppmC 新設 : 400ppmC
			その他の塗装施設 700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 10,000m <sup>3</sup> 以上	木材・木製品(家具を含む)の 製造に供するもの 1,000ppmC
			その他のもの 600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シートまたは剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
5	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び4の項に掲げる施設を除く。)	送風機の送風能力が 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1,400ppmC
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400ppmC
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上	400ppmC
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000kL以上	新設 全て: 60,000ppmC
			既設 2,000kL以上: 60,000ppmC 2,000kL未満: 当分の間猶予

- 注) 1. 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設において、送風機がない場合は、送風機の排風能力を規模の指標とする。また、複数ある場合には、その能力を合算する。  
 2. 「送風機」は、施設内循環のみを目的に設置される場合、規制対象に含まないものとする。  
 3. 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含む。  
 4. 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるもの。  
 5. 既設とは、平成18年4月1日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。  
 6. ppmCとは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率を示す。

出典:「埼玉県の大气規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成30年8月、埼玉県環境部大気環境課)

(オ)炭化水素

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の発生施設に係る規制基準及び規模要件は、表 3.1.7-6(1)～(2)に示すとおりである。

表 3.1.7-6(1) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく炭化水素類の規制基準

項	施設の種類	規制基準
1	貯蔵用屋外タンク	1 タンクの色を白色、銀白色等の淡彩色とし、浮屋根式タンク、内部浮屋根式タンクまたはこれらと同等以上の炭化水素類の排出を抑制する効果を有する構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
2	給油用地下タンク	1 タンク自動車のタンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
3	出荷用ローディングアーム	1 出荷用の固定された貯蔵タンクへの蒸気返還設備を設置し、適正に稼働させること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
4	ドライクリーニング用乾燥機	処理設備(内蔵されるものを含む。)を設置し、適正に稼働させること。
5	製造設備	1 密閉できる構造とし、適正に管理すること。 2 処理設備を設置し、適正に稼働させること。
6	使用施設	1 専ら製品の塗装、グラビア印刷、金属印刷若しくは軟包装印刷またはプラスチックを用いるラミネート製品の製造を業としている使用施設 ・規制基準:イ、ロまたはハ(いずれかを選択することができる) 2 1を除く使用施設 ・規制基準:イまたはロ(いずれかを選択することができる)  【規制基準】 イ 使用施設を設置する工場または事業場における A の値が 30%以下であること。 $A = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料の年間使用量 (kg)}} \times 100$ ロ 使用工場等における次の式により算定される B の値が 50%以下であること。 $B = \frac{\text{原材料に含まれる揮発性物質の大気中への年間排出量 (kg)}}{\text{原材料に含まれる揮発性物質の年間使用量 (kg)}} \times 100$ ハ 処理設備を設置し、適正に稼働させること。

注) 施設の種類ごとに定められた規制基準のいずれかに該当すること。

出典:「埼玉県の大气規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

表 3.1.7-6(2) 指定炭化水素類発生施設

項	施設の種類	規制対象規模
1	貯蔵用屋外タンク	炭化水素類を貯蔵するため屋外に固定されたタンク(一タンクの貯蔵容量が 500kL 以上のもの)
2	給油用地下タンク	燃料として給油する炭化水素類を貯蔵するため地下に設置されたタンク(一事業所における当該タンクの貯蔵容量の合計が 27kL 以上となる事業所に設置されているもの)
3	出荷用ローディングアーム	出荷する炭化水素類を貯蔵するための固定されたタンクに設置されているもの(一事業所におけるタンクの貯蔵容量の合計が 1,000kL 以上となる事業所に設置されているもの)
4	ドライクリーニング用乾燥機	ドライクリーニング溶剤として炭化水素類等を使用するすべての洗濯機の洗濯定格能力の合計が 23kg 以上となる事業所に設置されているもの
5	製造設備	炭化水素類等の製品(食料品を除く。)を製造する設備のうち、ろ過、混合、攪拌又は加熱をする設備で、その設備の定格容量が 180kL 以上であること
6	使用施設	<p>物(食料品を除く。)の製造において炭化水素類(燃料として使用するものを除く。)を使用する規則で定める施設※</p> <p style="text-align: center;">(炭化水素類等の最大の使用量の合計が一日当たり 500kg 以上、又は当該炭化水素類等に含まれる揮発性物質の最大の使用量の合計が一月当たり 5,000kg 以上である事業所に設置されている施設が対象)</p> <p>※規則で定める施設(規則第 30 条第 2 項、規則別表第 3)</p> <p>①塗装の用に供する施設(塗装、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>②印刷の用に供する施設(印刷、乾燥又は焼付け施設)</p> <p>③接着の用に供する施設(接着又は乾燥施設)</p> <p>④その他の施設(洗浄、乾燥、焼付け、分離、混合、吸収、精製、晶出、蒸発、蒸留、抽出、濃縮、合成、分解、重合、反応を行うもの)</p>

注)「指定炭化水素類発生施設」は、高圧ガス保安法の適用を受ける施設を除く。

出典:「埼玉県の大気規制揮発性有機化合物(VOC)炭化水素類関係」(平成 30 年 8 月、埼玉県環境部大気環境課)

## イ. 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づく対策地域

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月法律第 70 号)に基づき、埼玉県では 61 市町村が対策地域にしてされており、坂戸市についても対策地域に指定されている。対策地域は、図 3.1.7-2 に示すとおりである。

「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」により、対策地域内において表 3.1.7-7(1) に示す排出基準を満たさない車両については、新車の登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間経過後に登録更新することができない。

また、「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、県の粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は県内全域で運行が禁止されている(県外から流入するディーゼル車も対象)。埼玉県の粒子状物質排出基準は表 3.1.7-7(2) に示すとおりである。



注)この行政区域図は平成14年10月時点を示し、その後市町村合併があった場合でも対策地域に変更はない。  
 出典:「《参考》自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の車種規制の概要」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-2 自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法対策地域

表 3.1.7-7(1) 「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」に基づく排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NO <sub>x</sub> :0.48g/km (昭和 53 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車、 ガソリン車、LPG 車)	車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	NO <sub>x</sub> :0.48g/km (昭和 63 年規制ガソリン車並) PM :0.055g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	NO <sub>x</sub> :0.63g/km (平成 6 年規制ガソリン車並) PM :0.06g/km
		2.5t 超 3.5t 以下	NO <sub>x</sub> :5.9g/kWh (平成 7 年規制ガソリン車並) PM :0.175g/kWh
		3.5t 超	NO <sub>x</sub> :5.9g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並) PM :0.49g/kWh(平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並)

出典:「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法の車種規制について」(平成 17 年 9 月、環境省)

表 3.1.7-7(2) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく粒子状物質の排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル車の貨物・乗合(バス)・ 特種自動車(ディーゼル乗用車、乗 用車をベースに改造した特種自動 車は対象外)	車 量 総 重 量 区 分	1.7t 以下	0.052g/km
		1.7t 超 2.5t 以下	0.06g/km
		2.5t 超	0.18g/kWh

注)初度登録の日から 7 年間は、規制を適用しない。

出典:「埼玉県生活環境保全条例による自動車対策の概要」(令和元年 8 月、埼玉県大気環境課)

## (2) 水 質

### ① 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)のうち、河川に係る環境基準は表3.1.7-8(1)～(3)に、地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)は表3.1.7-8(4)に示すとおりである。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質に係るダイオキシン類の環境基準(平成11年環境庁告示第68号)は、表3.1.7-8(5)に示すとおりである。

表 3.1.7-8(1) 人の健康の保護に関する環境基準(河川)

項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
	1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
	2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
	3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
	4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3.1.7-8(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の適応性	環境基準				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全

- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3.1.7-8(3) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な地域	0.03mg/L 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/L 以下

備考

基準値は、年間平均値とする。

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日、環境庁告示第59号)

表 3.1.7-8(4) 地下水の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、環境庁告示により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 または 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 または 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号)

表 3.1.7-8(5) 水質の汚濁に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値(年間平均値)
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下

注) 水底の底質を除く。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日、環境庁告示第 68 号)

## ② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

### ア. 水質汚濁防止法等に基づく排水基準、及び指定水域または指定地域

水質汚濁に関しては「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に加え、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、排水基準を定める条例(上乘せ条例)」(昭和 46 年埼玉県条例第 61 号)及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制等がある。

「埼玉県生活環境保全条例」では、特定施設の種類(業種その他の区分)及び排出水の量に応じた上乘せ基準が設定され、県内全域の公共用水域について適用されている。

なお、本事業において発生する排水については、公共下水道に放流する計画であり、上記の排水基準の適用を受けない。一方、表 3.1.7-9 に示すとおり、「下水道法」(昭和 33 年法律第 79 号)に基づく特定事業場及び除害施設からの下水の排除基準の適用を受ける。

表 3.1.7-9 「下水道法」に基づく特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準

項目	排出基準	項目	排出基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下	セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下	ほう素及びその化合物*1	10mg/L 以下
有機リン化合物	1mg/L 以下		230mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下	ふっ素及びその化合物*1	8mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下		15mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下	フェノール類	5mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと	銅及びその化合物	3mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下	鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下	クロム及びその化合物	2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下	ダイオキシン類	10pg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下	アンモニア性窒素、亜硝酸 酸性窒素及び硝酸性窒 素含有量	380mg/L 未満
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下	水素イオン濃度 (pH)	5 超え 9 未満
シス-1,2-ジクロロエチレ ン	0.4mg/L 以下	生物化学的酸素要求 量 (BOD)	600mg/L 未満
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下	浮遊物質 (SS)	600mg/L 未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (鉱油類含 有量)	5mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油 脂類含有量)	30mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下	窒素含有量	240mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下	燐含有量	32mg/L 未満
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下	沃素消費量*2	220mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下		

注) \*1: 上段の数値は、河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準、下段の数値は、海域を放流先とする公共下水道もしくは流域下水道または当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準を示す。

\*2: 沃素消費量は、除害施設の排除基準である。

出典: 「下水道施行令」(昭和 34 年 4 月 22 日政令第 147 号)

### (3) 騒音

#### ① 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)は、表 3.1.7-10 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ環境基準が定められている。計画地は、市街化調整区域に位置しており、一般地域の B 類型の基準の適用を受ける。

表 3.1.7-10 騒音に係る環境基準

単位: dB

地域の類型／地域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時)	
一般地域	A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	55	45
	B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	55	45
	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50
道路に面する地域		A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
		B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65	60
幹線交通を担う道路に近接する空間(特例) <sup>*</sup>			70	65

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

注) 1. 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

2. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2 車線以下の車線を有する道路 15m

・2 車線を超える車線を有する道路 20m

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)

「騒音に係る環境基準」(埼玉県ホームページ)

② 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 騒音規制法に基づく特定建設作業の規制基準

坂戸市における「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準は、表 3.1.7-11 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1号区域の基準が適用される。

表 3.1.7-11 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業禁 止日
区域の区分							
1号 区域	第1種・第2種低層住居 専用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住 居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない 区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと 併用する作業を除く。) 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業(作業 地点が連続的に移動する作業 にあつては、1日における当該 作業に係る2地点間の最大距 離が50mを超えない作業に限 る。) 4 空気圧縮機(電動機以外の原 動機を用いるもの、その原動機 の出力が15kW以上のものに 限る。)を使用する作業(さく岩機 の動力として使用する作業を除 く。) 5 コンクリートプラント(混練機の混 練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに 限る。)又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以 上のものに限る。)を設けて行う 作業(モルタルを製造するために コンクリートプラントを設けて行 う作業を除く。)	85	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2号 区域	工業地域 工業専用地域					

注)1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

### イ. 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

坂戸市における「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3.1.7-12 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、b区域の基準が適用される。

表 3.1.7-12 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 6 時から 午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から 午前 6 時まで)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 (75)	55 (70)
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 (75)	65 (70)
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 (75)	70 (70)

注) 1. ( )内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度である。

2. a区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域

b区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域

c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域及び工業地域

出典：「令和4年版埼玉県環境白書」(令和4年12月、埼玉県)

## ウ. 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準

坂戸市における「騒音規制法」及び「埼玉県生活保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準の区域の区分及び基準は、表 3.1.7-13 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市は、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第 2 種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-13 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場に係る騒音の規制基準

単位：dB

時間区分 区域区分	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 10 時まで)	夜間 (午後 10 時から翌朝の午前 6 時まで)
第 1 種区域	50	45	45
第 2 種区域	55	50	45
第 3 種区域	65	60	50
第 4 種区域	70	65	60

注) 1. 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区分は、次のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域、都市計画区域外(一部地域)

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第 4 種区域：工業地域、工業専用地域のうち比企郡川島町大字戸守及び吉見町大字下細谷並びに北葛飾郡松伏町田島東の区域及び工業専用地域を除く都市計画区域との境界線から内部への水平距離が 100m までの区域

2. 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から 5dB 減じた値である。

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(4) 振 動

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

ア. 振動規制法に基づく特定建設作業の規制基準

坂戸市における「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準は、表 3.1.7-14 に示すとおりである。

計画地は市街化調整区域に位置しており、1 号区域の基準が適用される。

表 3.1.7-14 「振動規制法」に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

基準種別		特定建設作業	基準値 (dB)	作業禁 止時間	最大作業 時間	最大作 業日数	作業禁 止日
区域の区分							
1 号 区域	第1種・第2種低層住居専 用地域 田園住居地域 第1種・第2種中高層住居 専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域の指定のない区 域 都市計画区域外(一部地 域) 上記以外の区域で、学 校、保育所、病院、有床 診療所、図書館、特別養 護老人ホーム、幼保連携 型認定こども園の周囲お おむね 80m 以内の区域	1 くい打機(もんけんを除く。)、く い抜機又はくい打くい抜き機 (圧入式を除く。)を使用する作 業(くい打機をアースオーガーと 併用する作業を除く。) 2 鋼球を使用して建築物その 他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する 作業にあつては、1 日における 当該作業に係る 2 地点間の最 大距離が 50m を超えない作業 に限る。) 4 ブレーカーを使用する作業(作 業地点が連続的に移動する作 業にあつては、1 日における当 該作業に係る 2 地点間の最大 距離が 50m を超えない作業に 限る。)	75	午後7時 ～ 午前7時	10時間/日	連続 6日	日曜・ 休日
	2 号 区域	工業地域		午後10時 ～ 午前6時			

注) 1. 基準値は作業を行う場所の敷地境界において適用される。

2. 区域区分は原則として都市計画法の規定による用途地域に基づき定められているが、一部異なる地域がある。

出典:「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

## イ. 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

坂戸市における「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.1.7-15 に示すとおりである。

計画地及び周辺地域は、用途地域に応じて、それぞれ要請限度が定められている。計画地は市街化調整区域に位置しており、計画地周辺の道路については第 1 種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-15 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	夜間 (午後 7 時から 午前 8 時まで)
第 1 種区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	65	60
	第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種・第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域		
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

出典：「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)

「振動規制法第十六条第一項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令の規定に基づく区域及び時間」(昭和 52 年 10 月 14 日埼玉県告示第 1345 号)

ウ. 振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく特定工場に係る振動の規制基準

坂戸市における「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 3.1.7-16 に示すとおりである。

計画地が位置する坂戸市は、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の規制地域に指定されている。計画地は市街化調整区域に位置しており、第1種区域の基準が適用される。

表 3.1.7-16 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく  
特定工場等に係る振動の規制基準

単位：dB

区域区分		時間区分	
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 午前8時まで)
第1種区域	第1種・第2種低層住居専用地域 田園住居地域	60	55
	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない区域 都市計画区域外		
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65	60

注) 学校、保育所、病院、有床診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表に掲げる数値から5dB減じた値である。

出典：「騒音・振動の規制について」(埼玉県ホームページ)

(5) 土壌汚染

① 環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準は表 3.1.7-17 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準は表 3.1.7-18 に示すとおりである。

表 3.1.7-17 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNをいう。</p> <p>4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

出典:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号)

表 3.1.7-18 土壌の汚染に係るダイオキシン類の環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
<p>1. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>2. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあつては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。</p>	

注) 水底の底質を除く。

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日、環境庁告示第68号)

## ② 土壌汚染対策法等に基づく土壌の汚染状態の基準

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく土壌の汚染状態の基準は、表3.1.7-19に示すとおりである。

「埼玉県生活環境保全条例」に基づく土壌の汚染状態の基準も、法と同様の基準である。

表 3.1.7-19 「土壌汚染対策法」に基づく土壌の汚染状態の基準

分類	特定有害物質の種類	土壌含有量基準 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)	
特定有害物質	第一種特定有害物質	クロロエチレン	—	0.002 以下
		四塩化炭素	—	0.002 以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下
		ジクロロメタン	—	0.02 以下
		テトラクロロエチレン	—	0.01 以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下
		トリクロロエチレン	—	0.01 以下
		ベンゼン	—	0.01 以下
		第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	45 以下
	六価クロム化合物		250 以下	0.05 以下
	シアン化合物		50 以下(遊離シアン)	検出されないこと
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		15 以下	0.0005 以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物		150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物		150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物		150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物		4,000 以下	0.8 以下
	ほう素及びその化合物		4,000 以下	1 以下
	第三種特定有害物質	シマジン	—	0.003 以下
		チオベンカルブ	—	0.02 以下
		チウラム	—	0.006 以下
		ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと
		有機りん化合物	—	検出されないこと

注) 土壌含有量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準

土壌溶出量基準: 有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準

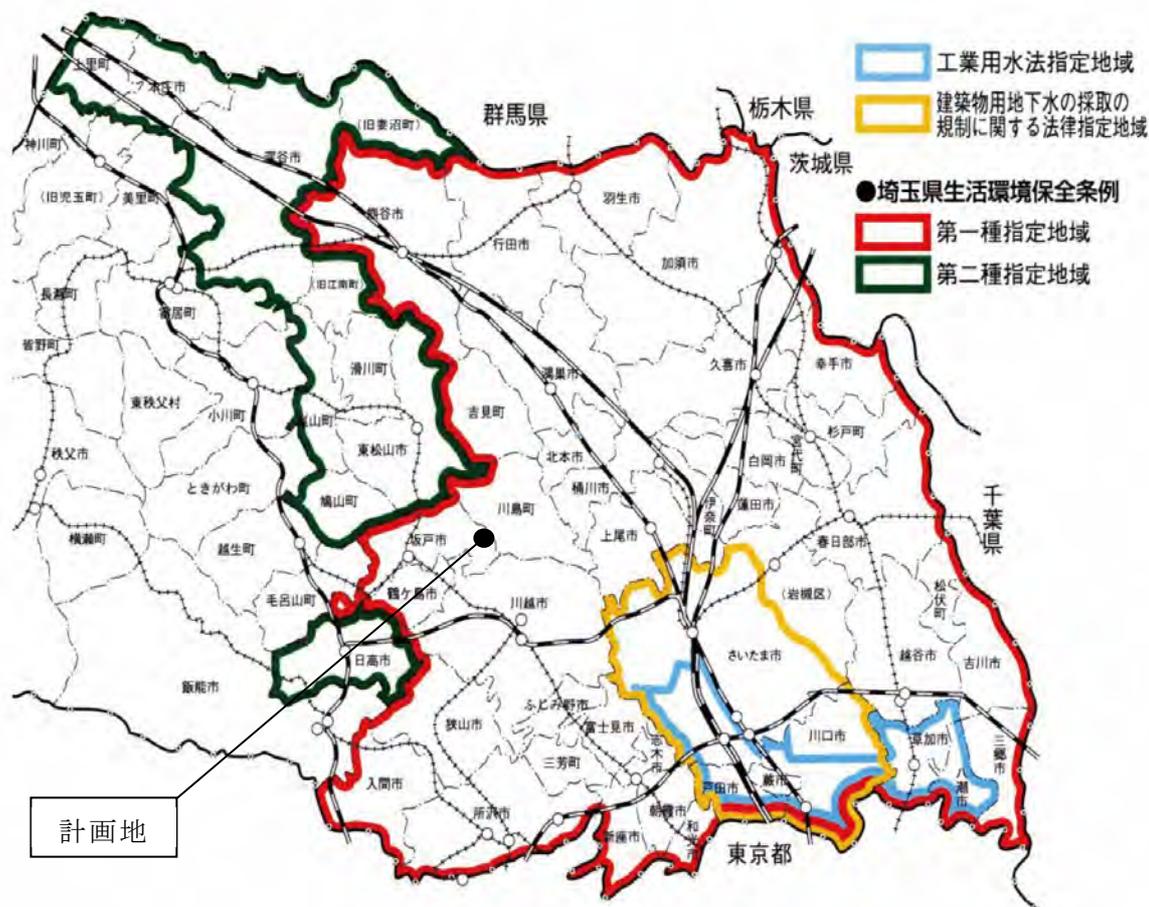
出典: 「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)

## (6) 地盤沈下

### ① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

坂戸市は、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」(昭和 37 年法律第 100 号)の規制地域には指定されていない。

「埼玉県生活環境保全条例」では、地下水の採取により地盤の沈下が生じている地域を第一種指定地域、地盤及び地下水の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認められる地域を第二種指定地域として、地下水の採取を規制する地域として指定している。坂戸市は、図 3.1.7-3 に示すとおり第一種指定地域に指定されている。



出典:「地下水採取の規制」(平成 31 年 2 月、埼玉県環境部)

図 3.1.7-3 地下水採取規制地域

(7) 悪臭

① 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では地域ごとに、法律によって「特定悪臭物質濃度規制」または「臭気指数規制」を、条例によって「臭気濃度規制」を行っている。「悪臭防止法」に基づく規制地域は、図 3.1.7-4 に示すとおりである。

関係市町のうち、坂戸市、川越市、東松山市及び鶴ヶ島市は臭気指数規制、川島町は物質濃度規制の指定地域となっている。

坂戸市における「悪臭防止法」に基づく規制基準は、表 3.1.7-20 に示すとおりである。計画地は農業振興地域に指定されているため(図 3.1.2-2 参照)、B 区域の基準が適用される。



出典:「悪臭の規制について」(埼玉県ホームページ)

図 3.1.7-4 悪臭防止法規制地域

表 3.1.7-20 「悪臭防止法」に基づく規制基準

	敷地境界(1号基準)			排出口 (2号基準) (Nm <sup>3</sup> /h)	排出水 (3号基準) (mg/L)
	A区域 (B、C区域を 除く区域)	B区域 (農業振興地域)	C区域 (工業地域・ 工業専用地域)		
臭気指数	15	18	18	注1	注2

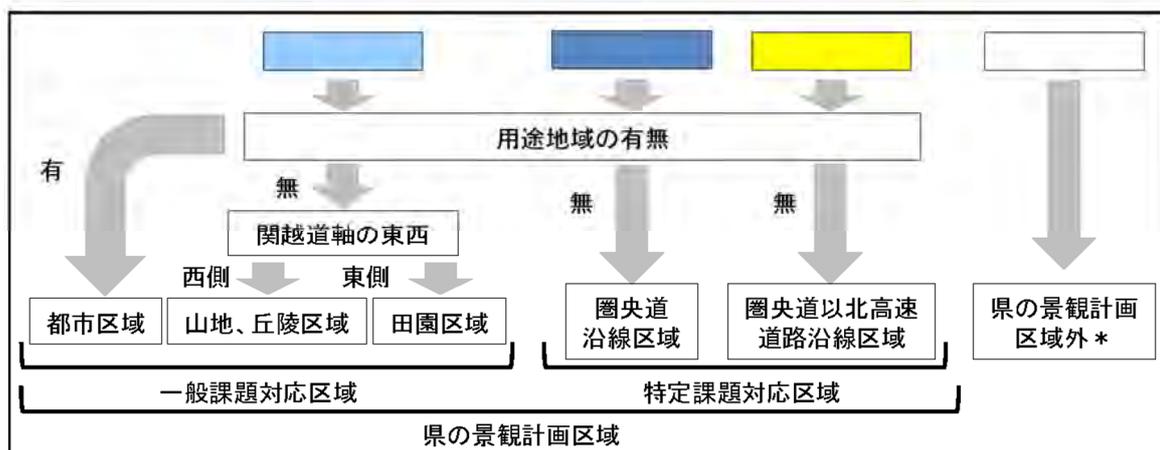
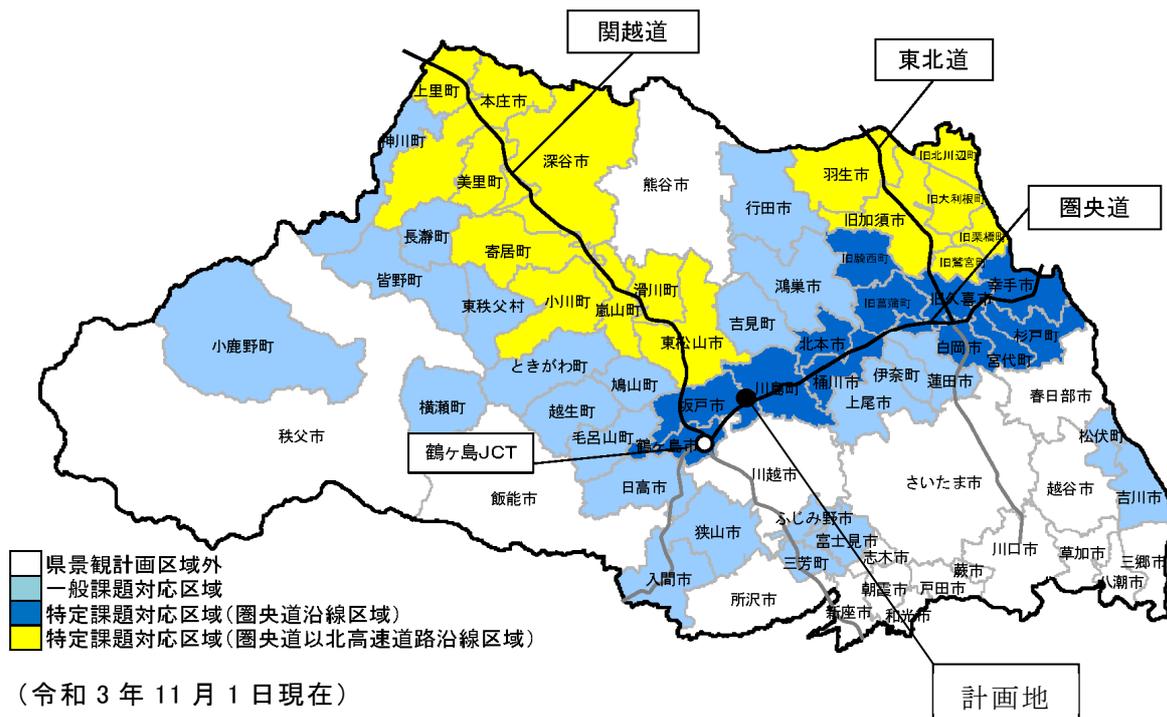
注) 1. 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値(工場・事業場の測定状況ごとに、指定された拡散式を用いて算定した値)

2. 悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した値(敷地境界の規制基準に16を加算した値)

(8) 景 観

埼玉県では、「景観法」に基づき、地域の特性を生かした景観形成を進めるため「埼玉県景観条例」(平成 19 年 7 月埼玉県条例第 46 号)を制定し、「埼玉県景観計画」(平成 19 年 8 月 31 日告示、平成 28 年 3 月 29 日変更告示、平成 28 年 4 月 1 日施行)を策定している。

「埼玉県景観計画」では、図 3.1.7-5 に示すとおり埼玉県の全域を景観計画区域に定めるとともに、景観計画区域内を景観上の特性や課題が異なる区域に区分し、景観形成に関する方針等を定めている。計画地は、特定課題対応区域(圏央道沿線区域)に指定されている。



\* …独自に取り組む市の区域であり、各市の景観条例・景観計画が適用される。  
 出典:「景観法に基づく行為の届出の概要」(令和 4 年 4 月、埼玉県都市整備部都市計画課)

図 3.1.7-5 景観計画区域

## (9) 廃棄物

廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年、法律第 137 号)において、また埼玉県では「埼玉県生活環境保全条例」において、発生抑制、適正処分等に関する事業者の責務が定められている。

埼玉県では、令和 3 年 3 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定している。この計画は、令和 3～7 年度を計画期間とし、「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して」を目指す方向性に掲げ、具体的には令和 7 年度の目標値を設定し、「3R の推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンス強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」を 4 つの柱として施策を展開することとしている。

また、坂戸市では、令和 3 年 3 月に「第 4 次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕」が策定されている。

## (10) 地球温暖化

地球温暖化については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年、法律第 117 号)において、特定排出者(温室効果ガスを相当程度多く排出する者)に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(平成 20 年 5 月改正、法律第 47 号)においては、エネルギー使用量(原油換算値)が 1,500kL/年以上の事業者の目標である「中長期的にみて年平均 1%以上のエネルギー消費原単位の低減」に加え、具体的な指針として「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」が制定されており、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者及び荷主に対しても、省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告の義務付けに加え、電気の需要の平準化に資する措置に関する指針が制定されている。

埼玉県では、地球温暖化対策に関し必要な事項を定め、県、事業者、県民、環境保全活動団体等が協働して地球温暖化対策を推進することにより低炭素社会の実現により良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とした「埼玉県地球温暖化対策推進条例」(平成 21 年 3 月)を制定している。また、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第 2 期)」(令和 5 年 3 月改正)では、2030 年度における埼玉県の温室効果ガス削減目標(2013 年度比 46%削減)を示すとともに、将来像として「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」の実現を目指すこととしている。

また、坂戸市では令和 4 年 9 月 22 日に「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」を掲げ、2050 年までの脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、行政等が一体となり二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしている。

(11) 自然関係法令等

計画地及び周辺地域における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表 3.1.7-21 に示すとおりである。

計画地は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく特定猟具使用禁止区域(銃)などに指定されている。

表 3.1.7-21 計画地及び周辺地域の自然関係法令等に基づく指定等の状況

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		計画地	調査対象地域		
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全体法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全体法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×	ラムサール条約	
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×			
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	○	○		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地 利用 関連	市街化調整区域	○	○	都市計画法	
	農用地区域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	地域森林計画対象民有林	×	×	森林法	
文化財 保護	史跡・名勝・天然記念物 (国・県・市・町指定)		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	坂戸市文化財保護条例
			-	×	川島町文化財保護条例
			-	×	東松山市文化財保護条例
景観 保全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域		○	○	埼玉県景観条例
			-	×	川越市都市景観条例

注) 調査対象地域：計画地周辺 3km の範囲

### 3.2 自然的状況

#### 3.2.1 気象、大気質、騒音、振動等の状況

##### (1) 気象

###### ① 降水量・気温・日照時間

計画地の最寄りの気象観測所は、図 3.2.1-2 に示す鳩山地域気象観測所であり、令和 4 年における降水量、気温及び日照時間については表 3.2.1-1(1)に、過去 10 年間における降水量、気温及び日照時間の推移については表 3.2.1-1(2)に示すとおりである。

令和 4 年の年間降水量は 1,581.0mm、日平均気温は 15.1℃、最高気温は 40.1℃、最低気温は-7.8℃、年間の日照時間は 2,108.8 時間を記録している。また、過去 10 年間の年間降水量は 1,092.0～1720.5mm、年平均気温は 14.3～15.5℃、日照時間は 1,740.8～2,246.8 時間を記録している。

表 3.2.1-1(1) 鳩山地域気象観測所における気象の状況(令和 4 年)

月	降水量(mm)		気温(℃)					日照時間(h)	
	合計	日最大	最大	平均			最高		最低
			1 時間	日平均	日最高	日最低			
1	8.0	8.0	2.0	2.7	9.7	-4.3	14.6	-7.4	221.9
2	31.5	16.0	2.5	3.0	10.5	-3.9	17.5	-7.8	214.1
3	58.0	30.5	6.0	9.6	16.8	3.1	25.7	-2.5	204.7
4	148.0	36.0	8.5	14.5	20.7	8.4	29.8	-1.3	173.1
5	105.5	41.5	20.0	18.0	24.2	12.4	33.3	5.2	198.7
6	166.0	86.0	9.5	22.8	28.8	17.8	39.9	11.7	169.6
7	509.0	374.5	111.0	27.3	33.0	23.3	40.1	19.9	146.6
8	115.5	54.0	21.0	27.1	32.6	23.1	38.9	19.1	136.0
9	264.0	79.5	29.0	23.8	28.9	20.0	33.4	15.9	126.6
10	94.5	34.0	9.0	15.6	21.4	11.1	30.9	3.5	142.2
11	53.5	39.5	5.0	12.0	18.7	6.3	23.8	1.5	172.4
12	27.5	18.0	4.0	4.6	12.6	-1.6	18.5	-7.0	202.9
年間	1,581.0	374.5	111.0	15.1	21.5	9.6	40.1	-7.8	2,108.8

出典:「過去の気象データ検索」気象庁ホームページ

表 3.2.1-1(2) 鳩山地域気象観測所における気象の推移(平成 25 年～令和 4 年)

年	降水量(mm)		気温(℃)			日照時間(h)
	合計	日最大	平均	最高	最低	
平成 25 年	1,206.0	100.5	14.6	39.8	-8.9	2,246.8
平成 26 年	1,651.5	149.0	14.3	38.6	-9.3	2,221.9
平成 27 年	1,366.5	166.5	15.1	38.3	-7.0	2,028.8
平成 28 年	1,366.0	204.5	15.1	37.9	-8.2	1,945.2
平成 29 年	1,404.5	119.5	14.4	37.2	-8.2	2,133.9
平成 30 年	1,092.0	67.5	15.5	39.8	-10.0	2,182.0
令和元年	1,720.5	312.0	15.2	38.2	-8.3	2,012.2
令和 2 年	1,412.0	106.0	15.3	40.2	-7.4	(1,971.2)
令和 3 年	1,318.0	66.0	15.1	37.8	-9.9	[1,740.8]
令和 4 年	1,581.0	374.5	15.1	40.1	-7.8	2,108.8

注)1.( )は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合または観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

2.[ ]は統計を行う対象資料が許容範囲を欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値と同等に扱う準正常値である。

出典:「過去の気象データ検索」気象庁ホームページ

## ② 風向・風速

計画地の最寄りの一般大気常時監視測定局は、図 3.2.1-2 に示す坂戸測定局であり、令和 4 年における風向・風速については表 3.2.1-2(1)に、風配図については図 3.2.1-1 に、過去 10 年間における風向・風速の推移については表 3.2.1-2(2)に示すとおりである。

令和 4 年の年間最多風向は北北西、平均風速は 1.2m/s を記録している。また、過去 10 年間における年間最多風向は北北西、平均風速は 1.0～1.4m/s を記録している。

表 3.2.1-2(1) 坂戸測定局における風向・風速の状況(令和 4 年)

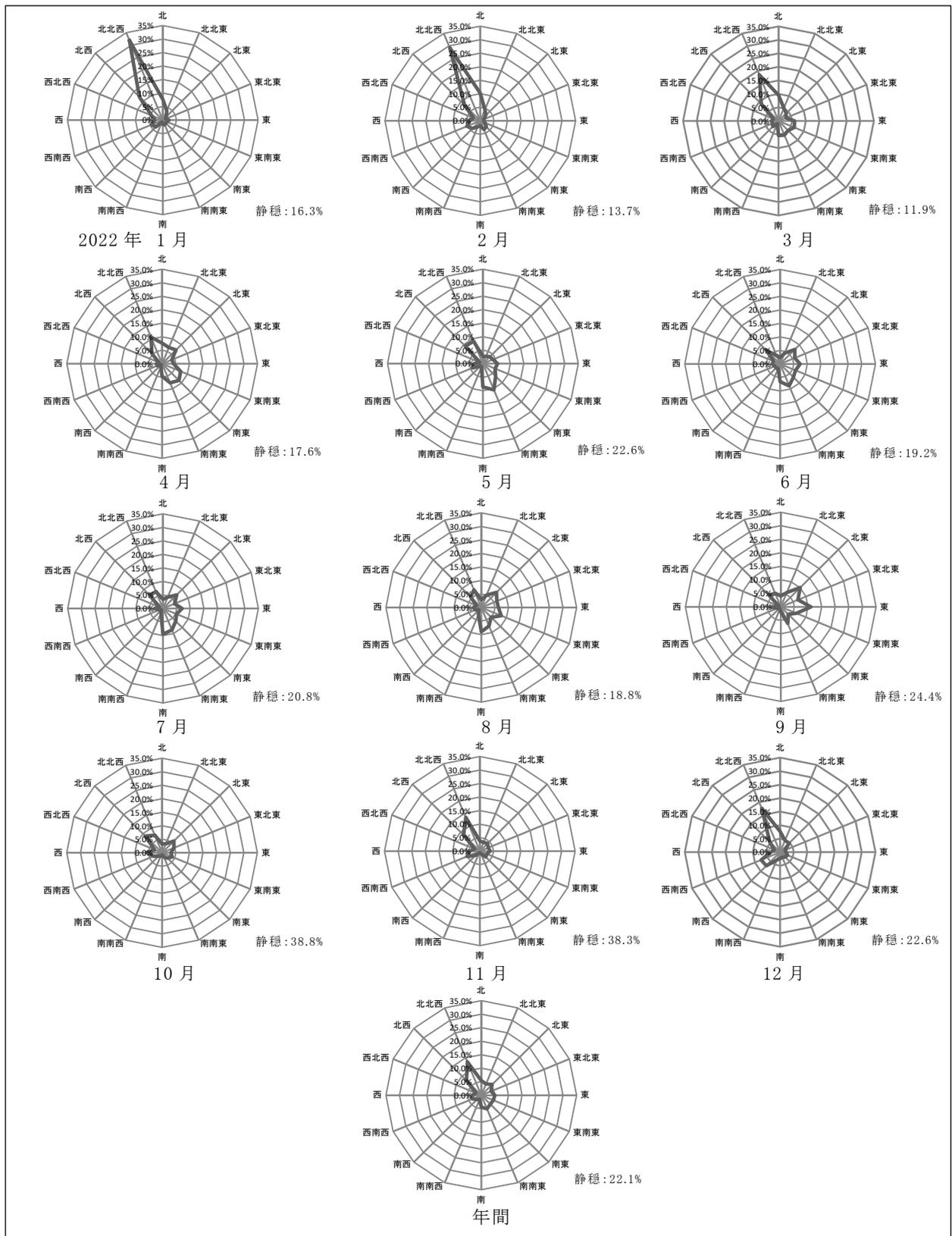
月	最多風向	平均風速	最大	
			風向	風速
1	北北西	1.7	北西	7.1
2	北北西	1.6	北北西	5.7
3	北北西	1.5	南南東	6.1
4	北北西	1.3	北北西	4.9
5	南南東	1.2	南東、南南東	4.3
6	南南東	1.2	南南東	5.2
7	南	1.2	南南東	3.7
8	南	1.2	南	4.7
9	東	1.1	南南東	5.5
10	北西	0.7	北西	2.9
11	北北西	0.8	北西	5.1
12	北北西	1.0	北北西	5.9
年間	北北西	1.2	北西	7.1

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

表 3.2.1-2(2) 坂戸測定局における風向・風速の推移(平成 25～令和 4 年)

年	最多風向	平均風速	最大	
			風向	風速
平成 25 年	北北西	1.3	北北西	8.2
平成 26 年	北北西	1.2	北西、北北西、 南南東	6.0
平成 27 年	北北西	1.0	南南東	7.3
平成 28 年	北北西	1.2	南南東	7.4
平成 29 年	北北西	1.1	南南東	6.0
平成 30 年	北北西	1.0	南南東	9.9
令和元年	北北西	1.1	北北西	9.1
令和 2 年	北北西	1.4	北北西	8.6
令和 3 年	北北西	1.3	北西	7.5
令和 4 年	北北西	1.2	北西	7.1

出典:「埼玉県の大気状況」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)



注) 静穏: 0.5m/s未満

出典: 「埼玉県の気象状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

図 3.2.1-1 坂戸測定局における風配図(令和4年)

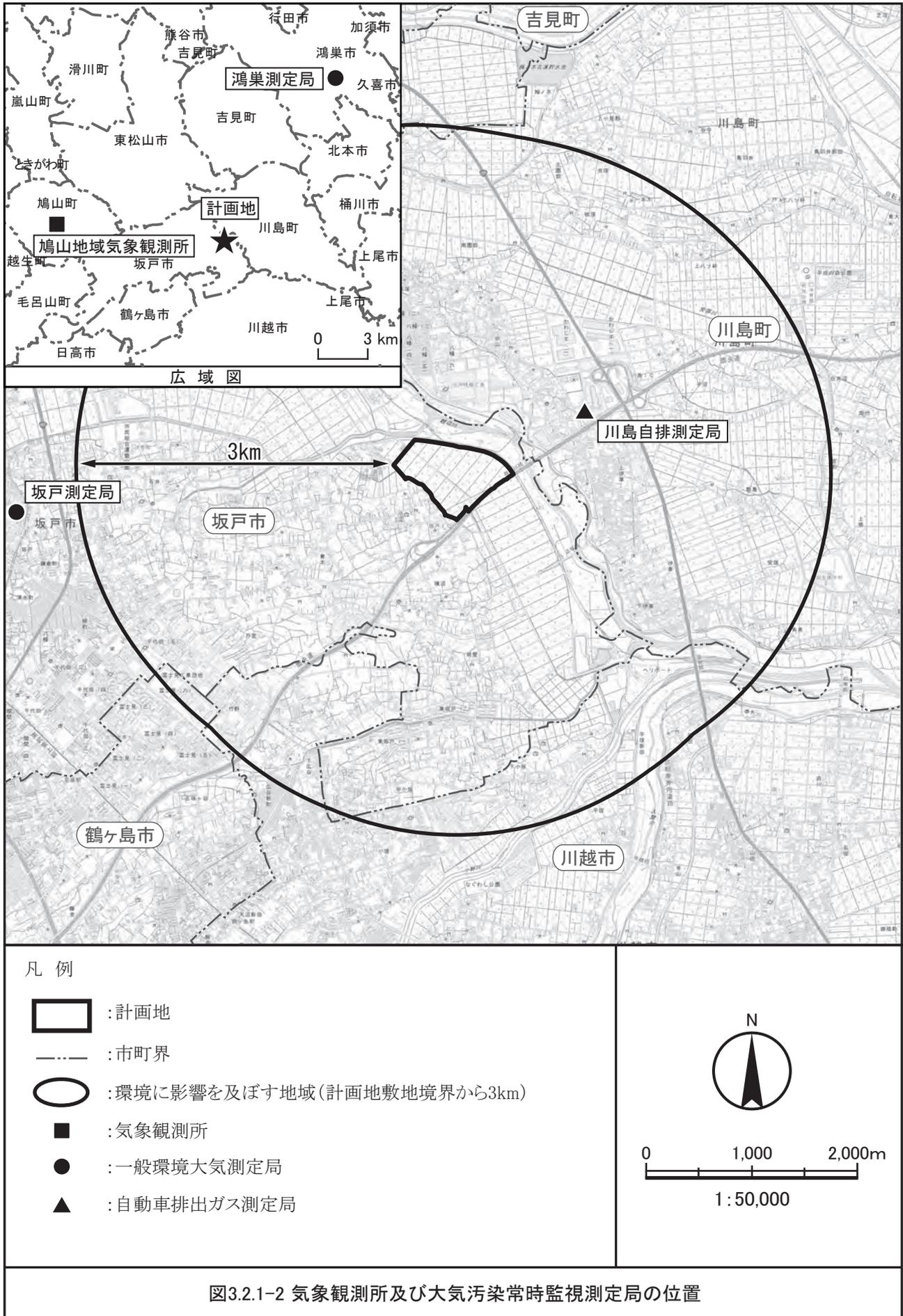


図3.2.1-2 気象観測所及び大気汚染常時監視測定局の位置

## (2) 大気質

### ① 大気質の状況

計画地周辺の大気汚染常時監視測定局としては、図 3.2.1-2 に示すとおり、一般大気環境測定局である坂戸測定局及び鴻巣測定局、自動車排出ガス測定局である川島自排局が設置されている。令和 4 年度における各項目の測定結果は、表 3.2.1-3(1)～(5) に示すとおりである。

二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、いずれの測定局においても環境基準を達成している。非メタン炭化水素については、一般環境大気測定局である鴻巣測定局では指針値に適合しているが、自動車排出ガス測定局である川島自排局では指針値に適合しない日が見られた。

表 3.2.1-3(1) 二酸化窒素の測定結果(令和 4 年度)

測定局名		年間平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98% 値 (ppm)	環境基準の適否 (適○否×)	
一般環境 大気測定局	坂戸測定局	0.008	0.020	○	
自動車排出 ガス測定局	川島自排局	0.012	0.025	○	

出典:「埼玉県の大气状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

表 3.2.1-3(2) 二酸化硫黄の測定結果(令和 4 年度)

測定局名		年間 平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準の適否 (適○否×)	
				長期的 評価	短期的 評価
一般環境 大気測定局	坂戸測定局	0.002	0.003	○	○

出典:「埼玉県の大气状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

表 3.2.1-3(3) 浮遊粒子状物質の測定結果(令和 4 年度)

測定局名		年間 平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	2日連続の 有無	環境基準の適否 (適○否×)	
					長期的 評価	短期的 評価
一般環境 大気測定局	坂戸測定局	0.013	0.031	無	○	○
自動車排出 ガス測定局	川島自排局	0.016	0.033	無	○	○

出典:「埼玉県の大气状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

表 3.2.1-3(4) 微小粒子状物質の測定結果(令和4年度)

測定局名		日平均値の 年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の 年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数	環境基準の適否 (適○否×)
一般環境 大気測定局	坂戸測定局	10.0	20.5	0	○
自動車排出 ガス測定局	川島自排局	11.2	22.5	0	○

出典:「埼玉県の大気状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)  
環境基準:1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 3.2.1-3(5) 非メタン炭化水素の測定結果(令和4年度)

測定局名		年間平均値 (ppmC)	6~9時における 3時間平均値		指針*の適否 (適○否×)
			年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	
一般環境 大気測定局	鴻巣測定局	0.10	0.10	0.30	○
自動車排出 ガス測定局	川島自排局	0.09	0.10	0.49	×

注)※「炭化水素に係る指針」(昭和57年1月、中央公害対策審議会答申)の内容は以下に示す。

午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。

出典:「埼玉県の大気状況-埼玉県大気汚染常時監視システム」(埼玉県環境部大気環境課ホームページ)

## ② 苦情の状況

令和4年度における坂戸市の公害に関する苦情件数は、表3.2.1-4に示すとおりであり、大気汚染に関する苦情は9件であった。

表 3.2.1-4 坂戸市の公害苦情件数(令和4年度)

種別 市名	大気 汚染	水質 汚染	土壌 汚染	騒音	振動	悪臭	不法 投棄	その他	総数
坂戸市	9	4	0	9	0	6	19	1	48

出典:「公害苦情等受付件数」(令和4年度、坂戸市ホームページ)

(3) 騒音

① 騒音の状況

計画地周辺における道路交通騒音の点的評価結果は表 3.2.1-5(1)に、面的評価結果は表 3.2.1-5(2)～(3)に、道路交通騒音の測定地点は、図 3.2.1-3 に示すとおりである。

道路交通騒音の点的評価においては、一般国道 407 号は夜間で環境基準を未達成であった。また、面的評価においては、一般国道 254 号、県道川越栗橋線、県道川越坂戸毛呂山線、県道川越北環状線、一般県道 407 号線、県道岩殿観音南戸守線、関越自動車道の一部で基準値の超過がみられた。

表 3.2.1-5(1) 道路交通騒音の点的評価結果(令和 2 年度)

調査道路	測定場所	類型	車線	等価騒音レベル(dB)								
				測定値		環境基準			要請限度			
				昼間	夜間	昼間	夜間	適否	昼間	夜間	適否	
国道	1 一般国道 407 号	坂戸市石井 2327-6	B	4	67~70	65~70	70 ○	65 ×	×	75 ○	70 ○	○
県道	2 県道川越坂戸毛呂山線	坂戸市千代田 1-1-22	B	2	62~65	58~62	70 ○	65 ○	○	75 ○	70 ○	○

注) 調査道路の番号は、図 3.2.1-3 中の番号に対応する。

出典:「令和 2 年度騒音測定結果(国道 407 号、県道)」(坂戸市ホームページ)

表 3.2.1-5(2) 道路交通騒音の面的評価結果(令和 3 年度)

評価区間番号	評価対象道路	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	測定地点における等価騒音レベル(dB)		評価対象住居等戸数 a=b+c+d+e (戸)	昼間・夜間とも基準値以下 b (戸)	昼間のみ基準値以下 c (戸)	夜間のみ基準値以下 d (戸)	昼間・夜間とも基準値超過 e (戸)
				昼間	夜間					
223	一般国道 254 号	川越市大字小仙波	川越市大字福田	72	70	584	389	80	0	115
224	一般国道 254 号	川越市大字福田 121-1	川越市大字福田 147	75	73	17	7	3	0	7
225	一般国道 254 号	川越市大字福田 147	川越市大字福田(市境)	-	-	21	21	0	0	0
232	県道川越栗橋線	川越市宮元町 48	川越市大字府川	70	65	273	271	0	0	2
246	県道川越坂戸毛呂山線	川越市上寺山 412	川越市鯨井 1,602	-	-	105	98	1	0	6
247	県道川越坂戸毛呂山線	川越市鯨井 1,602	川越市下広谷 1,112	68	63	406	406	0	0	0
255	県道川越北環状線	川越市福田交差点	川越市今成 2 丁目交差点	70	66	193	185	5	0	3
261	県道片柳川越線	川越市大字下広谷	川越市大字下広谷	-	-	74	74	0	0	0
262	県道片柳川越線	川越市大字下小坂	川越市石原町 2 丁目 17	68	62	253	253	0	0	0
579	一般国道 407 号	東松山市大字正代	東松山市大字毛塚	68	65	45	44	0	0	1

注) 評価区間番号は、図 3.2.1-3 中の番号に対応する。

出典:「令和 3 年度 自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(令和 5 年 2 月、埼玉県環境部水環境課)

表 3.2.1-5(3) 道路交通騒音の面的評価結果(令和3年度)

評価 区 間 番 号	評価対象 道路	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	測定地点にお ける等価騒音 レベル (dB)		評価 対象 住居 等戸数 a=b+c +d+e (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値以下 b (戸)	昼間の み基準 値以下 c (戸)	夜間の み基準 値以下 d (戸)	昼間・ 夜間と も基準 値超過 e (戸)
				昼間	夜間					
591	県道岩殿観 音南戸守線	東松山市大 字岩殿	東松山市大 字早俣	63	55	672	663	8	0	1
1200	一般国道 407号	坂戸市大字 片柳	坂戸市鎌倉 町11	68	65	138	138	0	0	0
1201	一般国道 407号	坂戸市鎌倉 町11	坂戸市八幡 2丁目9	64	62	284	284	0	0	0
1202	一般国道 407号	坂戸市八幡 2丁目9	坂戸市関間 2丁目3	66	63	372	372	0	0	0
1203	一般国道 468号 (圏央道)	坂戸市大字 青木	坂戸市大字 横沼	55	51	26	26	0	0	0
1204	一般国道468 号(圏央道)	坂戸市大字 横沼	坂戸市大字 小沼	55	52	11	11	0	0	0
1207	県道川越坂 戸毛呂山線	坂戸市千代 田3丁目22	坂戸市元町 56	-	-	1,057	1,057	0	0	0
1216	県道日高川 島線	坂戸市大字 片柳	坂戸市大字 赤尾	65	58	242	242	0	0	0
1221	県道片柳川 越線	坂戸市大字 石井	坂戸市大字 戸宮	66	60	144	144	0	0	0
1222	県道片柳川 越線	坂戸市大字 中小坂	坂戸市大字 中小坂	-	-	123	123	0	0	0
1223	県道上伊草 坂戸線	坂戸市大字 横沼	坂戸市大字 塚越	66	60	95	95	0	0	0
1224	県道上伊草 坂戸線	坂戸市大字 塚越	坂戸市大字 石井	-	-	13	13	0	0	0
1225	県道上伊草 坂戸線	坂戸市大字 石井	坂戸市柳町 1	-	-	223	223	0	0	0
1249	関越自動車 道	鶴ヶ島市大 字藤金	鶴ヶ島市脚 折町5丁目27	63	59	555	552	0	0	3
1256	一般国道468 号(圏央道)	鶴ヶ島市大 字藤金	鶴ヶ島市大 字五味ヶ谷	59	55	151	151	0	0	0
1257	県道川越坂 戸毛呂山線	鶴ヶ島市大 字上広谷	鶴ヶ島市大 字上広谷	-	-	328	328	0	0	0
1258	県道川越坂 戸毛呂山線	鶴ヶ島市大 字上広谷	鶴ヶ島市富 士見1丁目19	-	-	268	258	0	8	2
1259	県道川越坂 戸毛呂山線	鶴ヶ島市富 士見1丁目19	鶴ヶ島市富 士見1丁目1	-	-	481	481	0	0	0
1260	県道川越坂 戸毛呂山線	鶴ヶ島市大 字上広谷	鶴ヶ島市大 字五味ヶ谷	-	-	137	130	0	5	2
1261	県道川越坂 戸毛呂山線	鶴ヶ島市大 字五味ヶ谷	鶴ヶ島市富 士見2丁目5	65	60	373	373	0	0	0

注) 評価区間番号は、図 3.2.1-3 中の番号に対応する。

出典:「令和3年度 自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(令和5年2月、埼玉県環境部水環境課)

② 苦情の状況

令和 4 年度における坂戸市の騒音に関する苦情の件数は、9 件であった(表 3.2.1-4 参照)。

(4) 振 動

① 振動の状況

計画地周辺の道路交通振動の測定地点は、図 3.2.1-3 に示すとおりである。

各測定地点の令和 2 年度の道路交通振動の測定結果は、表 3.2.1-6 に示すとおりであり、全地点で要請限度を下回っている。

表 3.2.1-6 道路交通振動の測定結果(令和 2 年度)

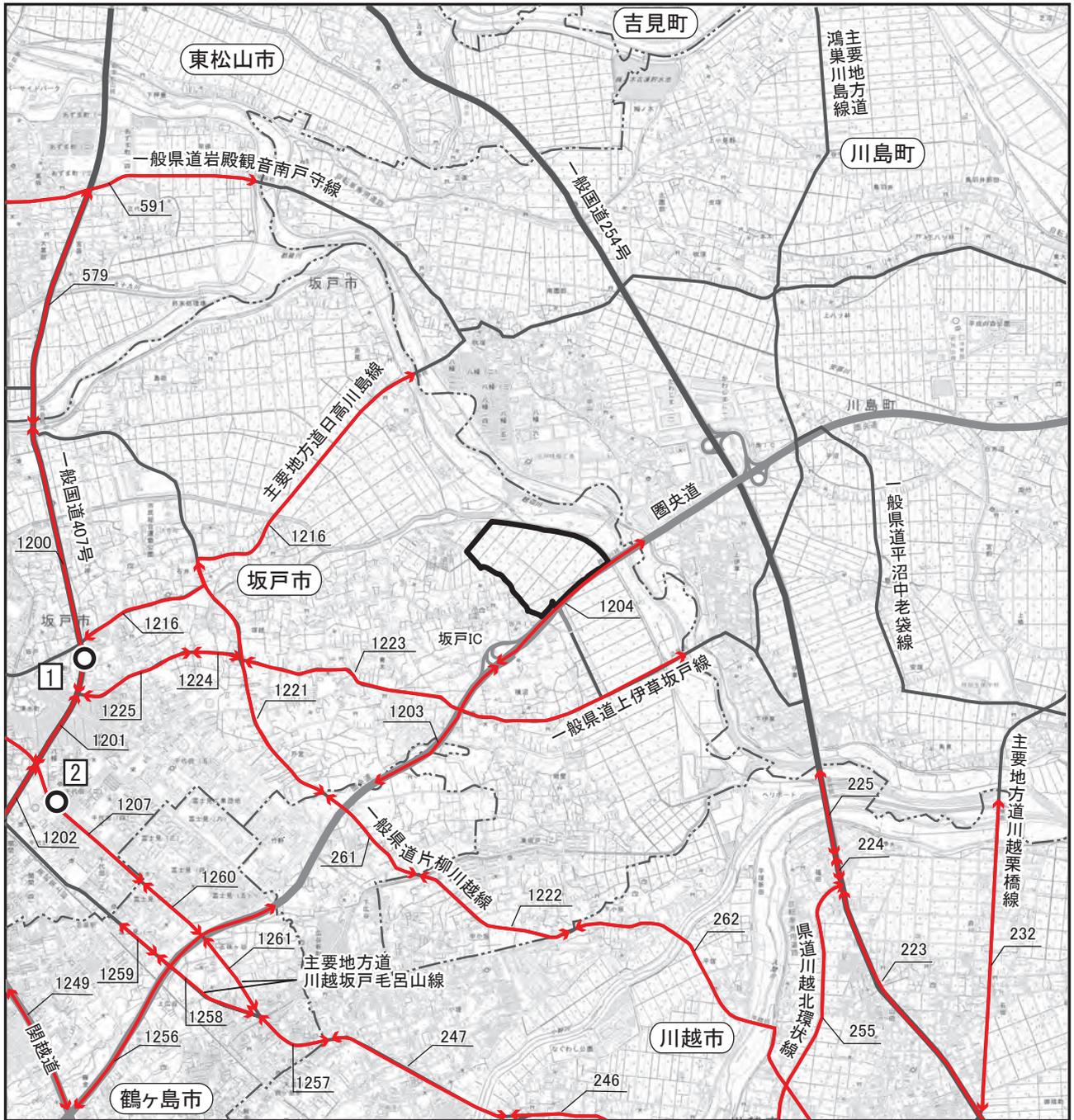
調査道路			測定場所	車線	振動レベル				
					測定値		要請限度		
					昼間	夜間	昼間	夜間	適否
国道	1	一般国道 407 号	坂戸市石井 2327-6	4	44~49	41~48	65 ○	60 ○	○
県道	2	県道川越坂戸 毛呂山線	坂戸市千代田 1-1-22	2	41~47	30~45	65 ○	60 ○	○

注) 調査道路の番号は、図 3.2.1-2 中の番号に対応する。

出典:「令和 2 年度振動測定結果(国道 407 号、県道)」(坂戸市ホームページ)

② 苦情の状況

令和 4 年度における坂戸市の振動に関する苦情はない(表 3.2.1-4 参照)。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 騒音調査地点・振動調査地点(点的評価)
- ↔ : 騒音調査地点(面的評価)

注) 1. 図中の番号は、表3.2.1-5～6の調査道路の番号・評価区間番号と対応している。  
 2. 評価区間番号1258～9が位置する主要地方道川越坂戸毛呂山線の川越市元町1丁目及び元町2丁目地内(札の辻交差点)～川越市大字上寺山地内(上寺山交差点)の区間は、令和5年4月4日から市道となっている。

出典: 「令和2年度騒音測定結果(国道407号、県道)」(坂戸市ホームページ)  
 「令和3年度自動車交通騒音・道路振動実態調査結果」(埼玉県水環境課ホームページ)

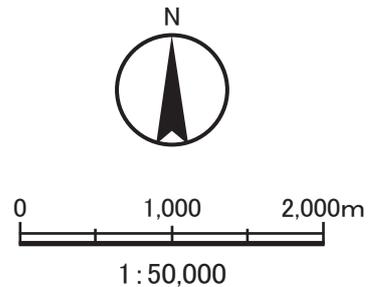


図3.2.1-3 道路交通騒音・振動測定地点の位置

### 3.2.2 水質、底質、水象等の状況

#### (1) 水質

##### ① 河川

計画地周辺の河川等の公共用水域における水質の状況は、表 3.2.2-1～2 に、各測定地点の位置は図 3.2.2-1 に示すとおりである。

計画地周辺では隣接する越辺川と、東松山市で越辺川の上流に合流する都幾川の地点で国土交通省荒川上流河川事務所による 2 地点で水質測定が行われているほか、坂戸市により市内河川の BOD 測定が行われている。

令和 3 年度の荒川上流河川事務所による水質測定結果は、都幾川では大腸菌群数が、越辺川では BOD と大腸菌群数が環境基準に不適合であったが、それ以外の項目は環境基準に適合している。

坂戸市による市内河川の BOD 測定結果は、環境基準の B 類型に指定されている越辺川の測定地点では令和元年度以降環境基準に適合している。

表 3.2.2-1 国土交通省荒川上流河川事務所による水質測定結果(令和3年度)

項目	都幾川(東松山橋)		越辺川下流(落合橋)		環境基準	
	東松山橋		落合橋			
	A 類型		B 類型		A 類型	B 類型
	測定結果	環境基準 適否	測定結果	環境基準 適否		
pH	7.8	○	7.6	○	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
BOD (mg/L)	0.6	-	2.7	-	2mg/L 以下	3mg/L 以下
BOD(75%値) (mg/L)	0.6	○	4.4	×		
SS (mg/L)	3	○	11	○	25mg/L 以下	25mg/L 以下
DO (mg/L)	10	○	8.3	○	7.5mg/L 以上	5mg/L 以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	5,700	×	9,500	×	1,000MPN/ 100mL 以下	5,000MPN/ 100mL 以下
カドミウム (mg/L)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 mg/L 以下	
全シアン (mg/L)	ND	○	ND	○	検出されないこと	
鉛 (mg/L)	<0.001	○	<0.001	○	0.01 mg/L 以下	
六価クロム (mg/L)	<0.005	○	<0.005	○	0.02 mg/L 以下	
砒素 (mg/L)	<0.001	○	<0.001	○	0.01 mg/L 以下	
総水銀 (mg/L)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.0005 mg/L 以下	
PCB (mg/L)	<0.0003	○	<0.0003	○	検出されないこと	
ジクロロメタン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 mg/L 以下	
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.02 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.04 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.1 mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.01 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.01 mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.002 mg/L 以下	
チウラム (mg/L)	<0.0006	○	<0.0006	○	0.006 mg/L 以下	
シマジン (mg/L)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ (mg/L)	<0.0003	○	<0.0003	○	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン (mg/L)	<0.0002	○	<0.0002	○	0.01 mg/L 以下	
セレン (mg/L)	<0.001	○	<0.001	○	0.01 mg/L 以下	
硝酸・亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.87	○	2.8	○	10 mg/L 以下	
ふっ素 (mg/L)	0.07	○	0.08	○	0.8 mg/L 以下	
ほう素 (mg/L)	0.03	○	0.04	○	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	○	<0.005	○	0.05 mg/L 以下	

出典:「公共用水域(河川及び湖沼)の水質常時監視結果」(令和5年3月、埼玉県環境部水環境課)  
「令和4年版埼玉県環境白書」(令和4年12月、埼玉県環境部環境政策課)

表 3.2.2-2 坂戸市による河川及び水路の BOD 測定結果の推移

単位:mg/L

年 度	越辺川		越辺川		飯盛川		飯盛川		谷治川		環境基準
	高坂橋		川越境		片柳地内		小沼地内		石井地内		
	B 類型		B 類型		類型なし		類型なし		類型なし		
	測定値	環境 基準 適否									
平成 30 年度	0.7	○	3.2	×	4.7	-	4.7	-	1.7	-	3mg/L 以下
令和元年度	0.7	○	1.9	○	3.6	-	5.2	-	1.3	-	
令和2年度	0.7	○	2.2	○	3.8	-	5.0	-	1.8	-	
令和3年度	0.9	○	3.0	○	3.4	-	4.9	-	2	-	
令和4年度	0.9	○	2.5	○	7.3	-	5.7	-	3.1	-	

出典:「河川水質調査結果」(令和4年4月、坂戸市環境産業部環境政策課)

## ② 地下水

計画地周辺では地下水の概況調査が行われており、調査結果は表 3.2.2-3(1)に、環境基準超過地点の詳細は表 3.2.2-3(2)に示すとおりである。

令和 3 年度の調査結果では、川越市の 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している。

表 3.2.2-3(1) 地下水の概況調査結果(検出及び基準超過地点数)(令和 3 年度)

測定項目	坂戸市 1 地点	川島町 2 地点	川越市 3 地点	東松山市 2 地点	環境基準 (mg/L)
鉛	0	0	0	0	0.01 以下
砒素	0	2	0	0	0.01 以下
四塩化炭素	0	0	0	0	0.002 以下
トリクロロエチレン	0	0	0	0	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0.01 以下
セレン	0	0	0	0	0.01 以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0	0	3(1)	2	10 以下
ふっ素	1	2	3	2	0.8 以下
ほう素	0	2	0	1	1 以下
クロロエチレン	0	0	0	0	0.002 以下
1,4 ジオキサン	0	0	1	0	0.05 以下

注)「検出」とは、測定結果が報告下限値以上(地下水環境基準超過を含む)であることを言い、( )内は基準超過地点数を示す。

出典:「令和 3 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 5 年 3 月、埼玉県環境部水環境課)

表 3.2.2-3(2) 概況調査の環境基準超過地点

項目	超過地点	濃度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	川越市下松原	11	10 以下

出典:「令和 3 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」  
(令和 5 年 3 月、埼玉県環境部水環境課)

## ③ 苦情の状況

令和 4 年度における坂戸市の水質汚染に関する苦情件数は、4 件であった(表 3.2.1-4 参照)。

## (2) 底 質

計画地周辺の令和 3 年度における底質測定結果は表 3.2.2-4 に、測定地点の位置は図 3.2.2-1 に示すとおりである。なお測定地点は、「(1) 水質 ①河川」と同様に、越辺川及び都幾川の地点を選定した。

底質については、水銀及び PCB について、「底質の暫定除去基準」(昭和 50 年 10 月 28 日、環水管 119、環境庁)により底質に暫定除去基準が定められており、両地点の各項目とも基準値を下回っている。

表 3.2.2-4 底質測定結果(令和 3 年度)

測定項目	都幾川	越辺川	底質の 暫定除去基準
	東松山橋	落合橋	
カドミウム (mg/kg 乾泥)	0.038	0.071	—
鉛 (mg/kg 乾泥)	1.2	2.3	—
砒素 (mg/kg 乾泥)	0.19	0.44	—
総水銀 (mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	25ppm 以上
アルキル水銀 (mg/kg 乾泥)	—	—	25ppm 以上
PCB (mg/kg 乾泥)	<0.01	<0.01	10ppm 以上
pH	7.7	7	—
乾燥減量(水分) (%)	15.4	22.6	—
色相	灰茶色	灰緑色	—
性状	砂	砂	—
臭気	無臭	腐敗臭弱	—

出典:「令和 3 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和 5 年 3 月、埼玉県環境部)

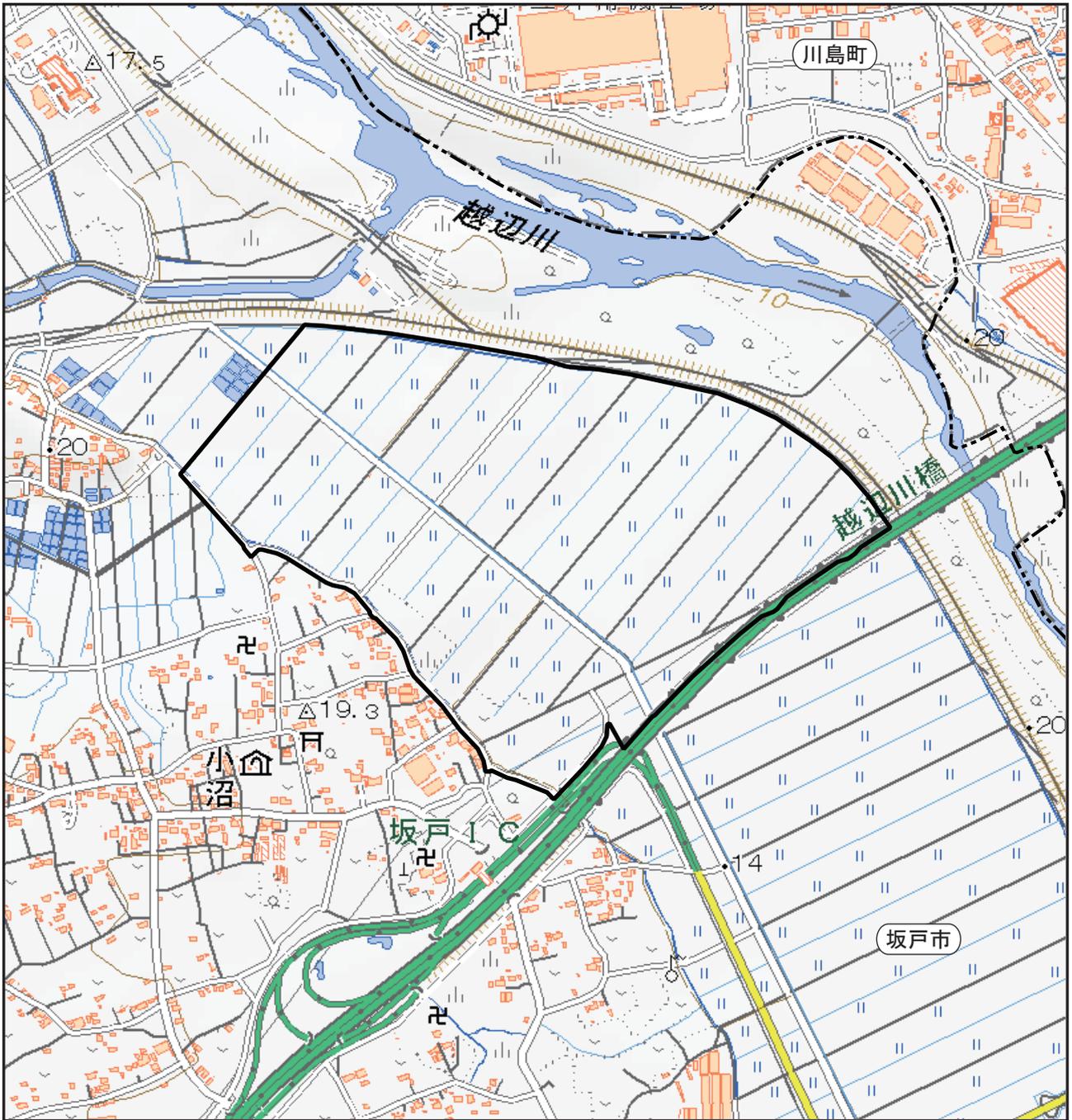
## (3) 水 象

計画地周辺には、計画地北側から南東方向にかけて一級河川である越辺川が、西側には飯盛川が流れており、計画地北側で越辺川と合流する。

また、計画地及び周辺地域における河川、農業用水路等の状況は、図 3.2.2-2 に示すとおりである。計画地及び周辺地域は水田となっており、農業用水、農業排水等の水路が多く分布する。

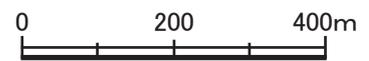
なお、計画地周辺には養魚池等が存在するが、湧水は確認されていない。





凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 河川、調整池、養魚池等
- : 農業用水等



1 : 10,000

図3.2.2-2 計画地及び周辺地域の河川等の分布状況

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌

##### ① 農用地における土壌汚染

埼玉県では、昭和 46 年度から農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素及びカドミウムについて調査を 5 年に 1 度行っている。昭和 54 年～令和 3 年までの土壌汚染状況調査結果は、表 3.2.3-1 に示すとおりであり、各項目ともに全て土壌の汚染に係る環境基準に適合している。

表 3.2.3-1 農用地の土壌汚染状況調査の分析測定結果

調査年度		調査地点の分析測定結果											
		土壌中(乾物)								玄米中(現物)			
		銅(mg/kg)				砒素(mg/kg)				カドミウム(mg/kg)			
		最高	最低	平均	調査地点数	最高	最低	平均	調査地点数	最高	最低	平均	調査地点数
一巡目	S54～S57 全県	32.3	0.1	11.3	90	11.8	tr	1.9	90	0.37	0.02	0.11	46
二巡目	S59～S62 全県	23.6	0.1	9.0	90	5.3	tr	1.4	90	0.30	nd	0.09	48
三巡目	H元～H4 全県	21.6	0.3	9.3	90	8.0	tr	1.8	90	0.38	tr	0.09	46
四巡目	H06～H9 全県	28.7	0.2	9.4	87	13.1	tr	2.2	87	0.30	tr	0.06	31
五巡目	H11～H14 全県	30.8	0.1	11.2	180	11.3	0.1	2.0	180	0.28	tr	0.09	50
六巡目	H16～H19 全県	21.5	tr	8.9	180	6.4	0.1	1.7	180	0.31	tr	0.06	47
七巡目	H21～H24 全県	21.7	tr	9.5	165	7.9	tr	1.7	165	0.22	tr	0.03	47
八巡目	H26～H29 全県	25.5	0.1	9.1	118	10.5	0.2	2.5	118	0.29	tr	0.05	31
九巡目	R元～R3 全県	24.4	0.1	8.5	86	10.1	0.1	2.1	86	0.23	0.02	0.08	26

注) 1.環境基準は以下のとおりである。

銅:125mg/kg 未満、砒素:15mg/kg 未満、カドミウム(玄米中):0.4mg/kg 以下

2. nd:検出限界以下 tr:極微量検出

出典:「令和 4 年度版埼玉県環境白書 資料編」(令和 4 年 12 月、埼玉県環境部環境政策課)

## ② ダイオキシン類

埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定（発生源周辺状況把握調査及び一般環境把握調査）を行っている。

令和4年度の坂戸市における一般環境把握調査結果は、表3.2.3-2に示すとおりであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準に適合している。

表 3.2.3-2 土壌中のダイオキシン類の常時監視結果（令和4年度）

調査地点		ダイオキシン類 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
坂戸市	石井	8.9	1,000 以下
	新堀	6.5	

出典:「土壌常時監視結果 ダイオキシン類」(埼玉県ホームページ)

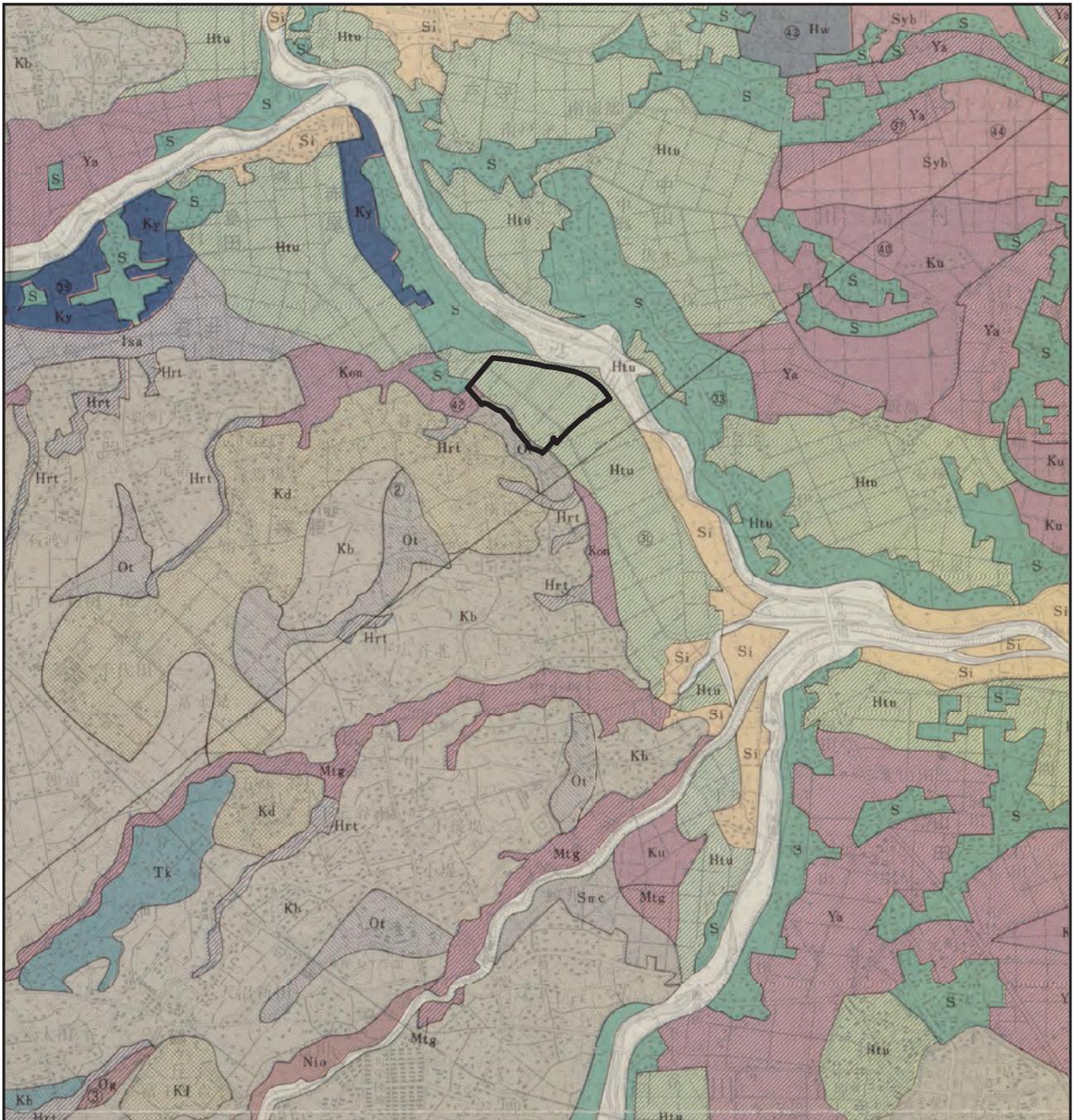
## ③ 土壌の分布状況

調査対象地域の表層土壌の分布状況は、図3.2.3-1に示すとおりである。

計画地には、主に細粒灰色低地土壌(平塚統)が分布している。

## ④ 苦情の状況

令和4年度における坂戸市の土壌汚染に関する苦情はない(表3.2.1-4参照)。



凡例

: 計画地

厚層黒ボク土壌

Ot : 大竹統  
 Oa : 太田ヶ谷統

黒ボク土壌

Kb : 青山統  
 Tk : 高倉統  
 Kh : 上広谷統

黒ボクグライ土壌

Sme : 新町統  
 Hrt : 広田統  
 Mtg : 三ツ木統

淡色黒ボク土壌

Kd : 児玉統

褐色低地土壌

Si : 新戒統

細粒灰色低地土壌

Htu : 平塚統

灰色低地土壌

S : 清水統

細粒グライ土壌

Ya : 山田統

グライ土壌

Ky : 片柳統

低位泥炭土壌

Ku : 鯨井統  
 Syb : 下八ッ林統  
 Kon : 小沼統

黒泥土壌

Hw : 花和田統



0 1,000 2,000m

1 : 50,000

出典:「土地分類基本調査 土壌図 川越」(昭和47年10月、埼玉県)

図3.2.3-1 土壌図

## (2) 地盤

### ① 地盤沈下の状況

計画地周辺における平成 29 年～令和 3 年の地盤標高の変動量の測量結果は表 3.2.3-3 に、調査地点は図 3.2.3-2 に示すとおりである。

過去 5 年間の地盤標高の変動量は-2.7～-9.4mm 沈下している。

表 3.2.3-3 地盤標高の変動量の推移

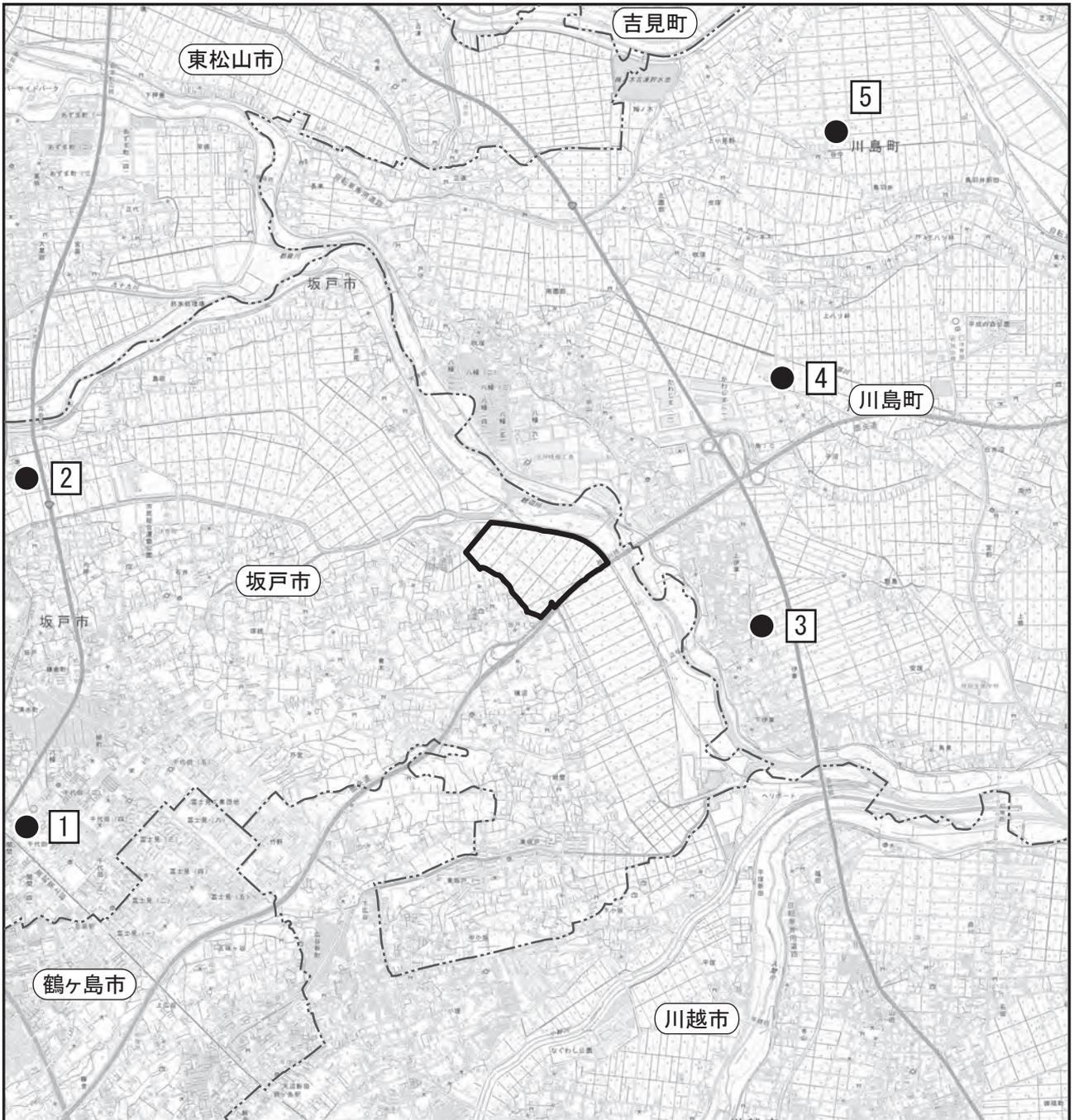
番号	調査地点		調査開始 年月日 (平成) (昭和)	各年別変動量 (mm)					過去 5 年間 の変動量 平成 29.1.1 令和 4.1.1 (mm)	調査開始年 からの変動量 (mm)	令和 4.1.1 の真高 (T.P.) (m)
				平成 29.1.1 平成 30.1.1	平成 30.1.1 平成 31.1.1	平成 31.1.1 令和 2.1.1	令和 2.1.1 令和 3.1.1	令和 3.1.1 令和 4.1.1			
1	坂戸市	坂戸中学校	53.1.1	-1.5	-3.0	1.9	1.1	-2.5	-4.0	-79.8	31.4248
2		片柳小学校	58.1.1	-1.2	-1.8	-0.5	1.7	-3.7	-5.5	-65.7	20.0174
3	川島町	坂本モーターズ	7.1.1	-2.4	-5.7	0.5	-4.0	2.2	-9.4	-116.3	11.9026
4		JA 埼玉中央 川島支店内	50.1.1	-3.2	-4.3	1.5	-2.7	2.8	-5.9	-148.8	12.3456
5		旧小見野小学校	50.1.1	-2.0	-4.2	3.5	-3.6	3.6	-2.7	-107.1	12.1451

注) 表中の番号は、図 3.2.3-2 中の番号に対応する。

出典:「令和 3 年度水準測量成果表」(令和 4 年 12 月、埼玉県環境部水環境課)

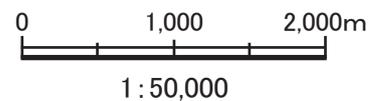
### ② 苦情の状況

令和 4 年度における坂戸市の地盤沈下に係る苦情に関する情報はない。



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 地盤標高の変動量の調査地点



注) 図中の番号は表3.2.3-3の番号と対応している。

図3.2.3-2 地盤標高の変動量の調査地点の位置

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

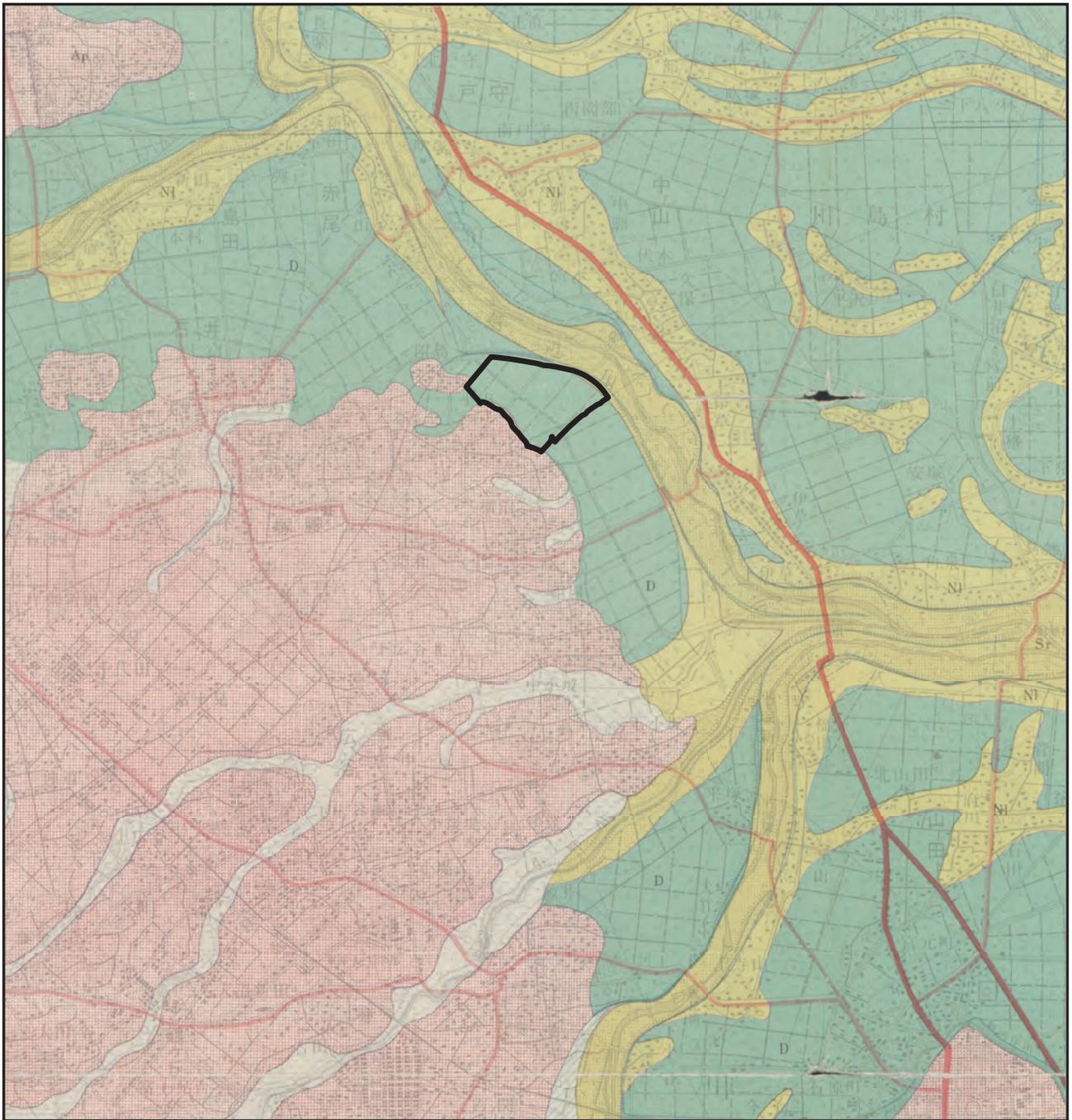
計画地及び周辺地域の地形分類は、図 3.2.4-1 に示すとおりである。

計画地、越辺川沿いの地域及び川島町域には、広く三角州が分布しており、計画地南西側一帯には火山灰台地が分布している。

#### (2) 地質の状況

計画地及び周辺地域の表層地質は、図 3.2.4-2 に示すとおりである。

計画地を含め、主に三角州の分布する地域は、泥などの未固結堆積物となっている。また、火山灰台地が分布する地域は、主にロームからなる火山性堆積物が分布している。



凡例

: 計画地

台地・低地

Ap : 火山灰台地

p : 谷底平野

F : 扇状地

D : 三角州

Sr : 河原

その他

NI : 自然堤防

: 1.2級水系およびその河川流域界

: 貯水池

: 国道

: 県道

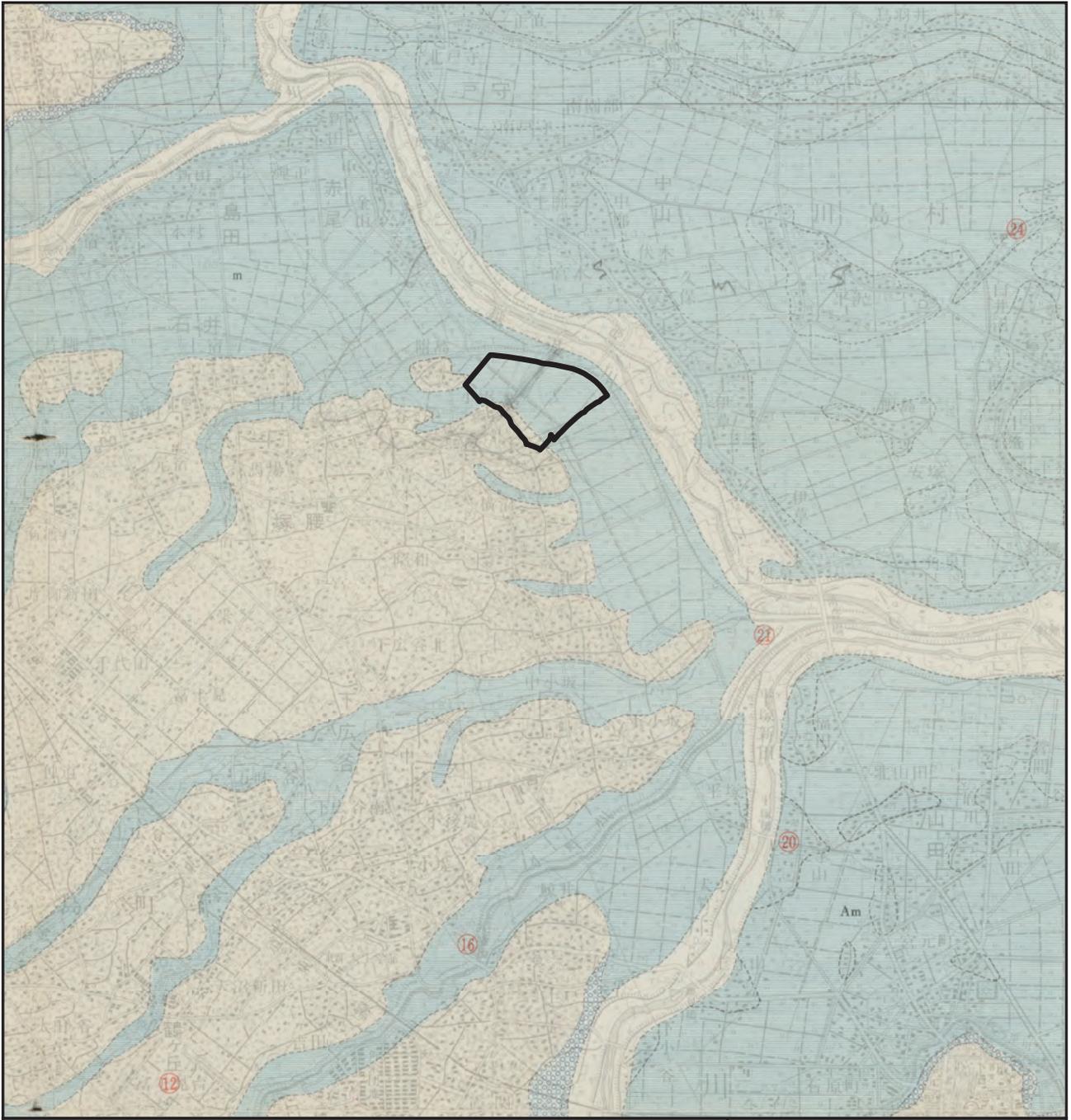


0 1,000 2,000m

1 : 50,000

出典:「土地分類基本調査 地形分類図 川越」(昭和47年10月、埼玉県)

図3.2.4-1 地形分類図



凡例

 : 計画地

未固結堆積物

 sm : 砂泥

 m : 泥

 g : 礫

火山性堆積物

 l : ローム



0 1,000 2,000m

1 : 50,000

出典:「土地分類基本調査 表層地質図 川越」(昭和47年10月、埼玉県)

図3.2.4-2 表層地質図

### 3.2.5 動物の生息、植物の生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物

##### ① 動物相の状況

埼玉県は、関東地方中西部に位置し、面積約 3,800km<sup>2</sup> の内陸県であり、東部から西部にいくにしたがい標高が高くなっている。東部は河川の集中する低地、西部は外秩父、奥秩父と上武の各山地、中部はこれらをつなぐように台地や丘陵地が南北に列をなしている。

このような地形に合わせて生育する植物種が変わっていき、それらを餌とする動物の分布が変わってくる。埼玉県の動物相については標高 50m 以下の低地帯、標高 50～200m の台地・丘陵帯、標高 200～800m の低山帯、標高 800～1,600m の山地帯、標高 1,600m 以上の亜高山帯に区分できる(「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」(平成 30 年 3 月、埼玉県))。計画地周辺は、低地帯に属している。

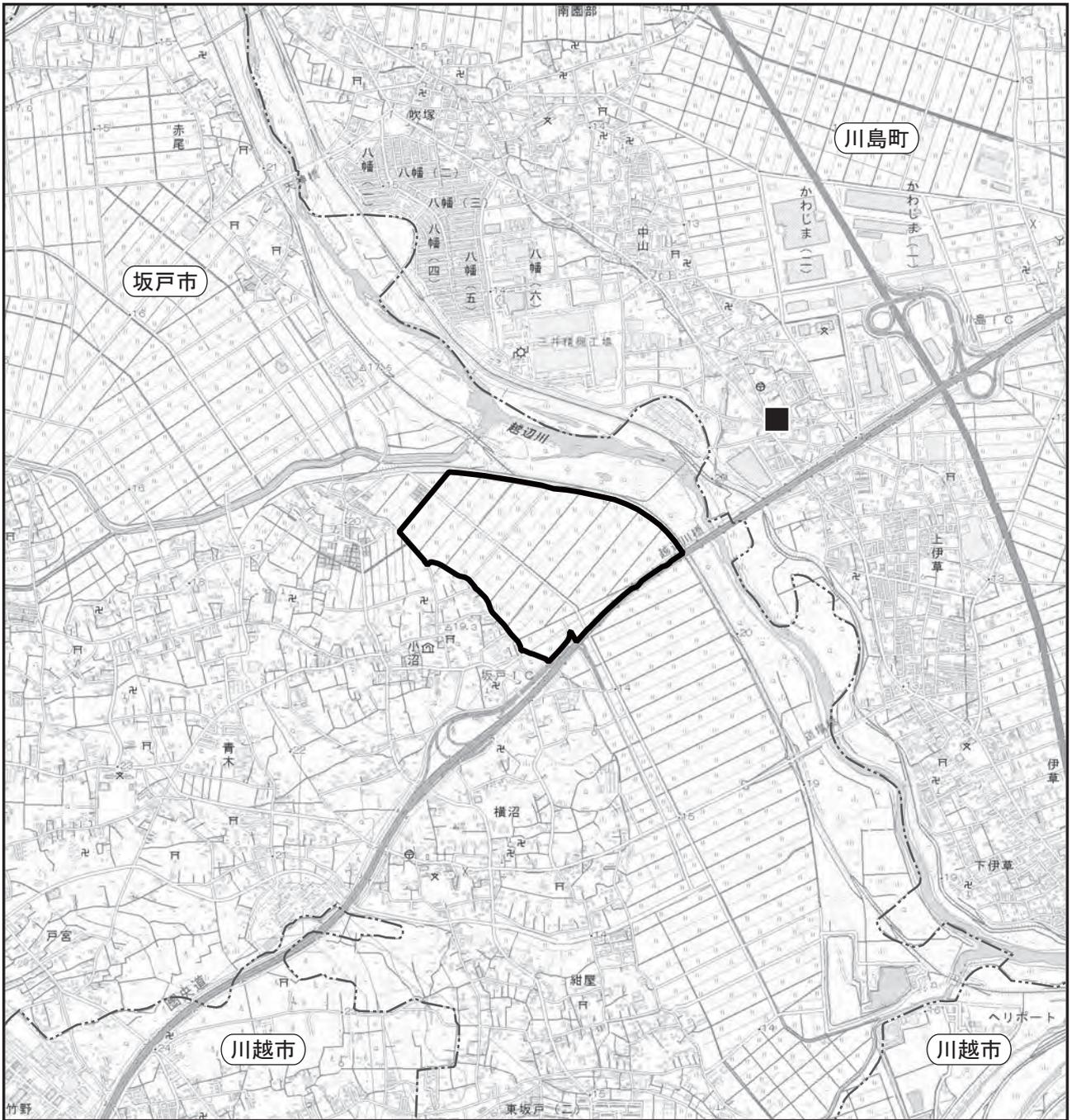
「坂戸市動植物調査」(平成 11 年度～平成 13 年度、坂戸市)では、哺乳類 10 種、鳥類 118 種、爬虫類 8 種、両生類 7 種、昆虫類 1,184 種、魚類 34 種、底生生物 244 種が確認されている。

##### ② 貴重な動物の分布状況

「第 6 回自然環境保全基礎調査 哺乳類分布調査報告書」(平成 16 年、環境省)によると、計画地周辺ではタヌキ、キツネが分布している。また、サギの集団ねぐらが確認されており、その位置は図 3.2.5-1 に示すとおりである。

「埼玉県レッドデータブック 2018 動物編」(平成 30 年 3 月、埼玉県)によると、計画地周辺は低地帯の荒川以西に属しており、この地域ではオオタカ及びホオジロなどの鳥類、アオダイショウなどの爬虫類、トウキョウサンショウウオ及びカジカガエルなどの両生類、スナヤツメなどの魚類、オオチャバネセセリなどの昆虫類が確認されている。

「坂戸 IC 周辺地区自然環境調査」(平成 20 年度～平成 25 年度、坂戸市)では、埼玉県レッドデータブック等に該当する種として、哺乳類 4 種、鳥類 18 種、爬虫類 4 種、両生類 2 種、魚類 2 種、昆虫類 4 種、クモ類 1 種、軟体動物 1 種が確認されている(表 3.2.5-1 参照)。



凡例



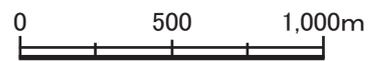
:計画地



:市町界



:サギ類ねぐら位置



1:25,000

出典:「第4回自然環境保全基礎調査 埼玉県環境情報図」(平成7年、環境庁)

図3.2.5-1 サギ類ねぐら位置

表 3.2.5-1 坂戸 IC 周辺地区自然環境調査により確認された注目すべき動物

No.	分類	確認種類名	調査年度						レッドリスト カテゴリー		
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	全国レッド	埼玉レッド(全県)	埼玉レッド(荒川以西)
1	哺乳類	ホンドカヤネズミ	○	○						NT1,NT2	NT1,NT2
2		ホンダタヌキ	○		○	○	○			RT	NT2
3		ホンドキツネ	○		○	○	○			RT	VU
4		ホンDOIタチ			○	○	○	○		RT	
5	鳥類	チュウサギ			○	○	○	○	NT	VU(繁殖)	VU(繁殖)
6		オオハクチョウ				○				CR(越冬)	CR(越冬)
7		コハクチョウ		○	○	○	○	○		NT1(越冬)	NT1(越冬)
8		クイナ				○				VU(越冬)	VU(越冬)
9		ケリ			○	○	○	○	DD	LP(繁殖),EN(越冬)	EN(越冬)
10		タゲリ			○	○		○		NT2(越冬)	NT2(越冬)
11		イソシギ				○	○	○		NT2(繁殖)	NT2(繁殖)
12		シラコバト				○			EN	VU(繁殖,越冬)	VU(繁殖,越冬)
13		オオタカ	○	○	○	○	○	○	NT	VU(繁殖,越冬)	VU(繁殖),NT2(越冬)
14		ハイタカ			○	○	○	○			
15		ノスリ	○	○	○	○	○	○		NT2(繁殖,越冬)	VU(越冬)
16		サンバ		○	○	○	○	○	VU	EN(繁殖)	CR(繁殖)
17		チュウヒ				○				EN(越冬)	EN(越冬)
18		ハヤブサ			○	○	○	○	VU	VU(越冬)	VU(越冬)
19	チョウゲンボウ		○	○	○	○	○		NT2(繁殖)	NT2(繁殖)	
20	カワセミ			○	○	○	○		LP(繁殖)	NT2(繁殖)	
21	ホオジロ			○	○	○	○		RT(繁殖)	NT2(繁殖)	
22	ベニマシコ			○	○	○	○		RT(越冬)	NT2(越冬)	
23	爬虫類	クサガメ			○	○	○	○		NT2	NT2
24		アオダイショウ			○	○	○	○		NT2	NT2
25		ヤマカガシ				○	○	○		NT2	NT2
26		ニホンマムシ					○			RT	NT2
27	両生類	トウキョウダルマガエル	○	○	○	○	○	○	NT	NT2	NT2
28		ニホンアカガエル	○	○						RT	NT2
29	魚類	ナマズ	○		○					NT2	NT2
30		メダカ	○	○	○	○	○	○	VU	VU	VU
31	昆虫類	ギンイチモンジセセリ				○	○	○		NT2	NT2
32		コムラサキ				○	○			NT1	NT1
33		ホンサナエ				○				VU	VU
34		ヒガシキリギリス					○	○		NT1	NT1
35	クモ類	コガネグモ				○	○	○		EN	EN
36	軟体動物	ドブガイ	○		○	○				NT2	NT2

注)△:当該年度内に直接確認することは出来なかったが、前年度までに確認されていた生育地の環境に大きな変化は認められなかったため、生育が継続している可能性が高い

(カテゴリー)

EX:絶滅 EW:野生絶滅 CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類

NT,NT1,NT2:準絶滅危惧 DD:情報不足 LP:絶滅のおそれがある地域個体群 RT:地域別危惧(調査地区は、荒川以西に位置する。)

出典:「坂戸IC周辺地区自然環境調査」(平成20年度～平成25年度、坂戸市)※

※「坂戸IC周辺地区自然環境調査」(平成20年度～平成25年度、坂戸市)

本調査は、平成20年度～平成25年度の調査であることから、レッドリストカテゴリーは調査時点における「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」(平成20年3月、埼玉県)に基づき分類されている。

## (2) 植 物

### ① 植生の状況

埼玉県地形の概要は、東部から西部にかけて標高が高くなっており、東部は河川の集中する低地、西部は外秩父、奥秩父と上武の各山地、その間の中間部はこれらをつなぐように台地や丘陵地が南北に列をなしている。これらの地形のうち最も広い面積を占めているのが平野部で、標高 50m 以下の地域が県土の 49% を占めている。このような地形の概要に伴い、成立する自然環境の内容も東部から西部に標高が高くなるにつれて変化が見られ、東部の平野部から西部の山岳地にかけて、暖温帯林・中間温帯林・冷温帯林・亜寒帯林へと変化をとげる。暖温帯林はシイやカシ等を中心とする常緑広葉樹林、中間温帯林はモミやツガを中心とする常緑針葉樹林、冷温帯林はブナやミズナラを中心とする落葉広葉樹林、亜寒帯林はコメツガやシラビソを中心とする常緑針葉樹林がそれぞれ極相林と考えられている（「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県））。

計画地周辺の現存植生は、図 3.2.5-2 に示すとおりであり、計画地は主に水田雑草群落であり、一部開放水域となっている。計画地周辺には越辺川沿いの低地を中心に水田雑草群落が広がり、越辺川沿いにはクヌギ群落(VI)、牧草地、オギ群集、畑雑草群落、放棄畑雑草群落などが見られる。南から南西側の台地上には果樹園、緑の多い住宅地、畑雑草群落などが分布している。

また、「埼玉県レッドデータブック 2011 植物編」（平成 24 年 3 月、埼玉県）によると、計画地及び計画地周辺は、荒川西台地に属しており、この地域にはシイ・カシ等の照葉樹林が広域に分布していたと推定されるが、社寺林等としてごくわずかに残るのみである。

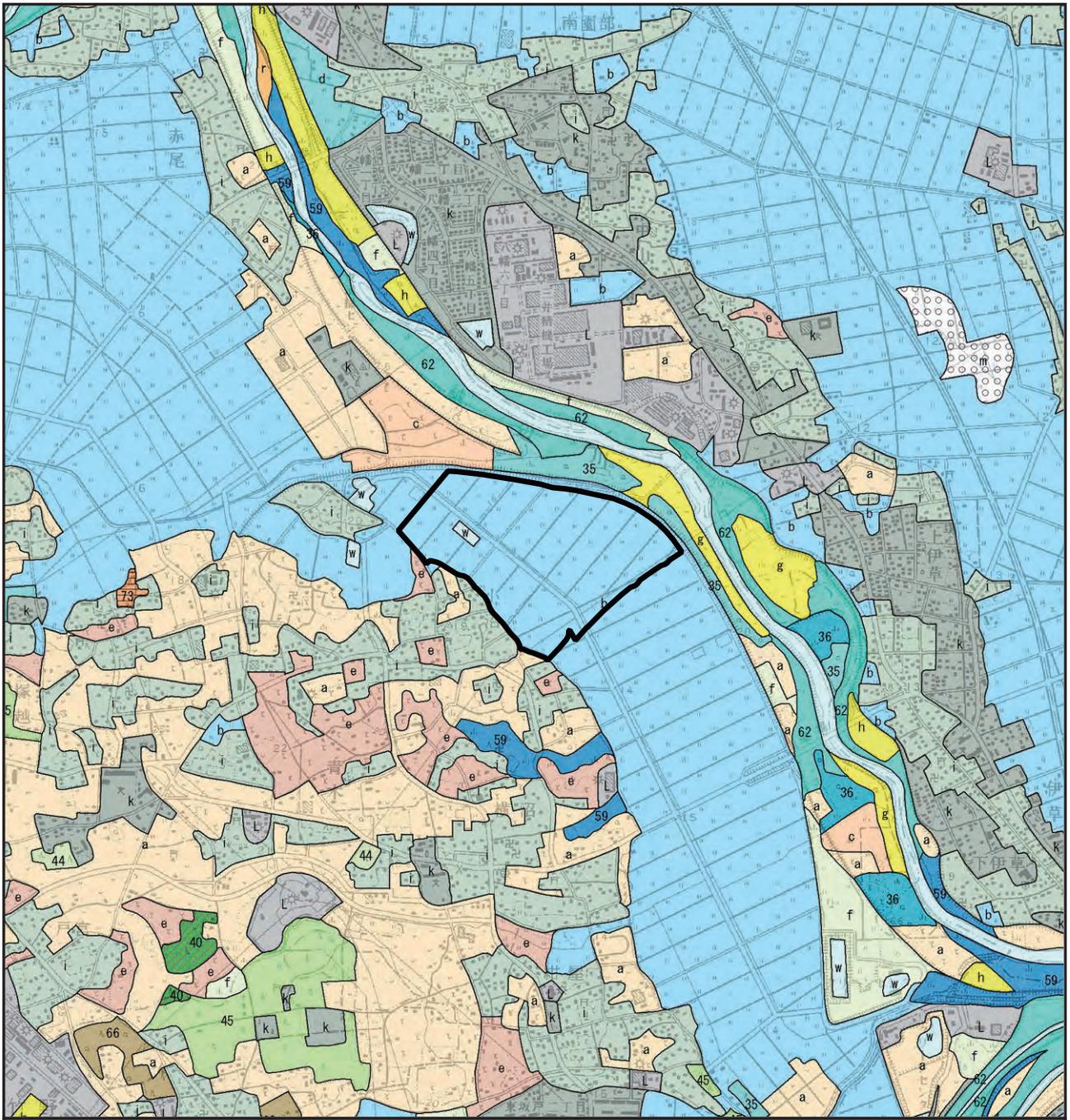
### ② 植物相の状況

「坂戸市動植物調査」（平成 11 年度～平成 13 年度、坂戸市）では、134 科 904 種が確認されている。

### ③ 貴重な植物の分布状態

「坂戸 IC 周辺地区自然環境調査」（平成 20 年度～平成 25 年度、坂戸市）では、埼玉県レッドデータブック等に該当する種として、ミゾコウジュ、カワヂシャ等の 18 種が確認されている（表 3.2.5-2 参照）。

なお、「第 4 回自然環境保全調査 埼玉県自然環境情報図」（平成 7 年、環境庁）によると、計画地及び周辺地域における巨樹及び巨木林は確認されていない。



凡例

- |                  |                   |              |
|------------------|-------------------|--------------|
| : 計画地            | 66 : スギ・ヒノキ・サワラ植林 | b : 水田雑草群落   |
| 35 : クヌギ群落(VI)   | 73 : モウソウチク林      | d : 放棄水田雑草群落 |
| 36 : ヤナギ低木群落(VI) | h : ゴルフ場・芝地       | k : 市街地      |
| 40 : ケヤキ・シラカン群落  | g : 牧草地           | i : 緑の多い住宅地  |
| 44 : クリーコナラ群集    | f : 路傍・空地雑草群落     | L : 工場地帯     |
| 45 : クヌギ・コナラ群集   | c : 放棄畑雑草群落       | m : 造成地      |
| 59 : ヨシクラス       | e : 果樹園           | w : 開放水域     |
| 62 : オギ群集        | a : 畑雑草群落         | r : 自然裸地     |

出典: 「1/25,000植生図(川越北部)」  
 (2006年、自然環境保全基礎調査 植生調査 環境省 自然環境局生物多様性センター)

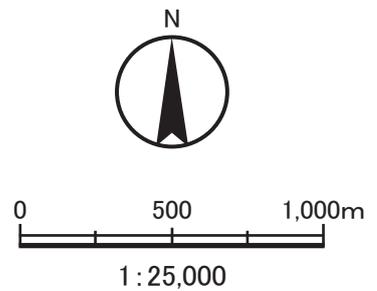


図3.2.5-2 植生図

表 3.2.5-2 坂戸 IC 周辺地区自然環境調査により確認された注目すべき植物

No.	分類	確認種類名	調査年度						レッドリスト カテゴリー		
			H20	H21	H22	H23	H24	H25	全国レッド	埼玉レッド(全県)	埼玉レッド(荒川以西)
1	植物	ミズワラビ	○	○	○	○	○	○		EN	
2		ハンゲショウ	○	○	○	○	○	○		NT	
3		タコノアシ	○	○	○	○	○	○	VU	EN	
4		ミズマツバ	○	○	○	○	△	○	VU	VU	
5		ホザキノフサモ	○	○	○	○	△	△		EN	
6		フサモ	○	○	○	○	△	△		EN	
7		ヌマトランノオ	○	○	○	○	△	△		NT	
8		ミノコウジュ	○	○	○	○	○	○	NT	VU	
9		キクモ	○	○	○	○	○	○		NT	
10		カワヂシャ		○	○	○	△	○	NT	NT	
11		オグルマ	○	○	○	○	○	○		NT	
12		ウリカワ				○	○	○		NT(H23年度新規指定)	
13		エビモ	○	○	○	○	△	△		VU	
14		ミクリ	○	○	○	○	○	△	NT	EN	
15		マツカサススキ				○	○	○		NT(H23年度新規指定)	
16		ウキゴケ	○	○	○	○	△	△		VU	
17		イチヨウウキゴケ	○	○	○	○	△	△	VU	VU	
18		シャシクモ	○	○	○	○	○	○	VU	CR	

注) △: 当該年度内に直接確認することは出来なかったが、前年度までに確認されていた生育地の環境に大きな変化は認められなかったため、生育が継続している可能性が高い

(カテゴリー)

EX: 絶滅 EW: 野生絶滅 CR: 絶滅危惧 I A 類 EN: 絶滅危惧 I B 類 VU: 絶滅危惧 II 類

NT, NT1, NT2: 準絶滅危惧 DD: 情報不足 LP: 絶滅のおそれがある地域個体群 RT: 地域別危惧(調査地区は、荒川以西に位置する。)

出典: 「坂戸 IC 周辺地区自然環境調査」(平成20年度～平成25年度、坂戸市)

### (3) 生態系

計画地は、平坦な地形で水田が広い面積を占めており、計画地周辺地域の南北にも水田が広がっている。また、計画地東側を越辺川が南北に流れており、水田には複数の水路が流れている。計画地西側には住宅、農地及び屋敷林が混在しており、計画地の南側には東西方向に圏央道が通っている。

計画地及び周辺地域における生態系の代表的な基礎生産者は、水田であり、これらの環境を反映して、鳥類ではホオジロ、カワラヒワ、スズメ、サギ類等の農耕地に多くみられる鳥類やホンドタヌキ、ホンドイタチ等の平野部の水田で一般的に見られる哺乳類、水田依存するカエル類とこれを餌とするヘビ類、多くの昆虫類などの生息が考えられる。

また、越辺川、水田の用水路には、コイ、ウグイ、ドジョウ、ギンヤンマ、カワニナ等の水生生物の生息が考えられ、水生植物、付着藻類を基礎生産とする生態系が成立しているものと考えられる。

生態系の上位性種としてオオタカ、サシバ等の猛禽類、ホンドタヌキやイタチ等の哺乳類があげられ、計画地及び周辺地域における生態系は、水田及び水域を主体に成立した生態系が構成されている。

### 3.2.6 景観、自然とのふれあいの場

#### (1) 景観

##### ① 地域景観の状況

計画地は、越辺川及び飯盛川に沿って広がる水田地域で、低地部に位置している。

計画地及び周辺地域は農用地域となっており、南北に水田が広がっているほか、計画地の南側には東西方向に圏央道が隣接している。また計画地の西側には住宅、農地及び屋敷林が、北側の越辺川を挟んだ川島町域には工場や住宅などが混在して分布している。

計画地周辺の景観資源は、越辺川及び飯盛川沿いに広がる水田や屋敷林といった自然的要素と、計画地南側を通る圏央道の高架橋や西側の住宅といった人工的要素が混在してみられる。

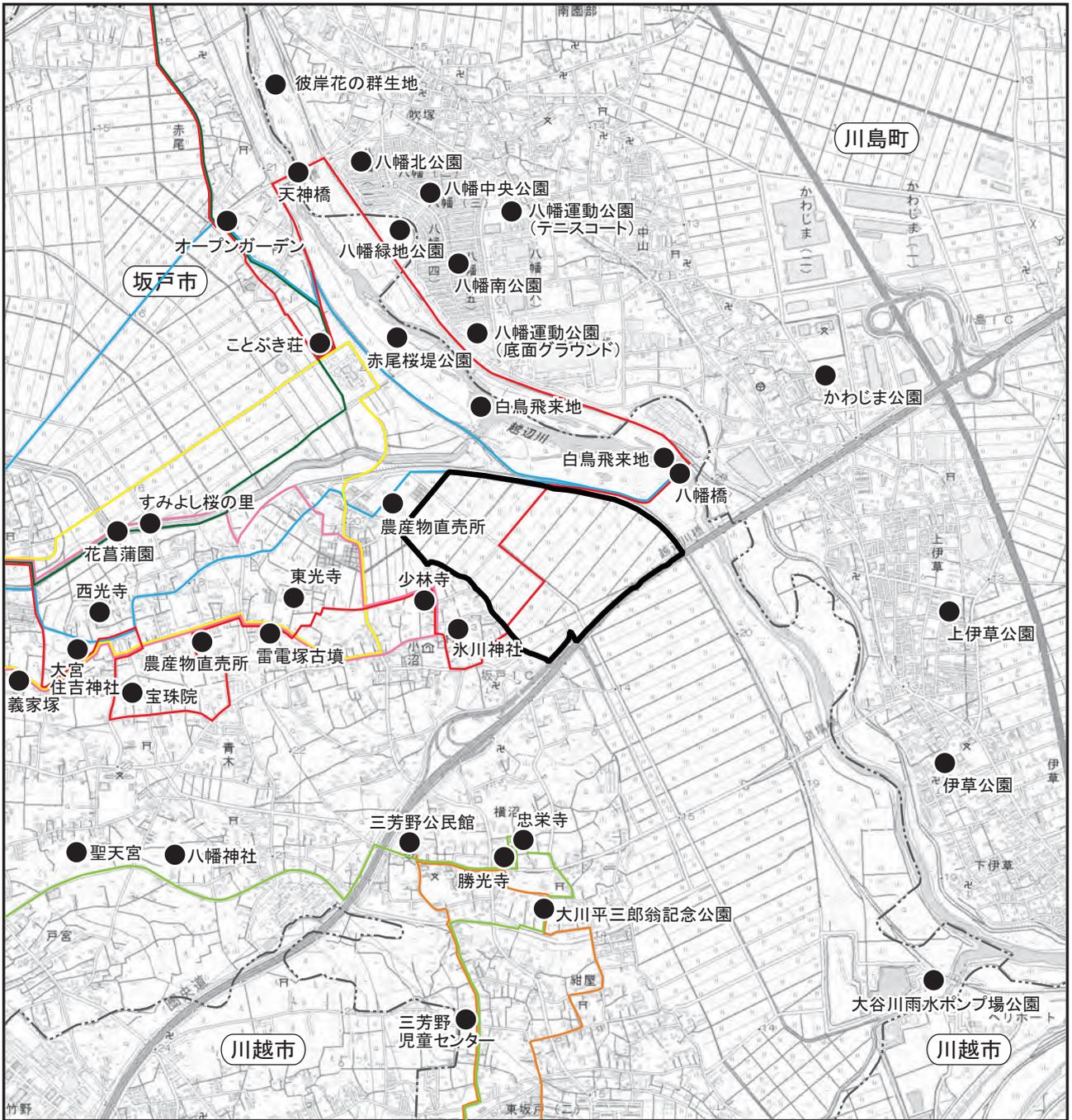
##### ② 主要眺望点の分布状況

計画地を眺望する不特定多数の人に利用される地点としては、越辺川の河川敷などがあげられるが、計画地周辺に山や丘陵などはなく、また計画地南側に圏央道が隣接することにより、遠方からの眺望点は少ない。

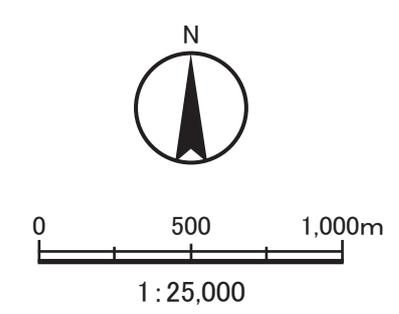
#### (2) 人と自然とのふれあいの場

計画地の周辺地域の人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図 3.2.6-1 に示すとおりである。

「坂戸市の観光ルートガイド」及び「さかど健康ウォーキングマップ」では、坂戸の四季を楽しむウォーキングコースや坂戸の史跡を巡るウォーキングコースなどを紹介しており、計画地周辺のウォーキングコースは7コースが選定されている。計画地周辺のウォーキングコース上における、人と自然とのふれあいの場としては、史跡、寺社、桜や花菖蒲の景勝地及び白鳥飛来地等がある。また、計画地の北側には越辺川に沿って彼岸花の群生地及び公園が、東側には沈下橋である八幡橋がある。



- 凡例
- : 計画地
  - : 市町界
  - : 自然とのふれあいの場
- 【さかど健康ウォーキングコース】
- : 三芳野公民館コース
- 【坂戸の四季を楽しむウォーキングコース】
- : 白鳥飛来見学コース
  - : 大宮住吉神楽コース
  - : 花菖蒲園・蓮群生地見学コース
  - : すみよし桜見学コース
- 【坂戸の史跡を巡るウォーキングコース】
- : 勝呂コース
  - : 三芳野コース



出典:「坂戸市の公園(三芳野地区の公園)」(令和5年3月、坂戸市ホームページ)  
「坂戸市観光ガイドマップ」(令和4年8月、坂戸市ホームページ)  
「坂戸市観光ルートガイド」(平成28年3月、坂戸市ホームページ)  
「さかど健康ウォーキングマップ」(平成29年3月、坂戸市ホームページ)  
「公園一覧」(令和5年6月閲覧、川島町ホームページ)

図3.2.6-1 計画地周辺の自然とのふれあいの場の状況

### 3.2.7 文化財その他の生活環境の状況

#### (1) 指定文化財

計画地周辺の指定文化財は、表 3.2.7-1 及び図 3.2.7-1 に示すとおりである。

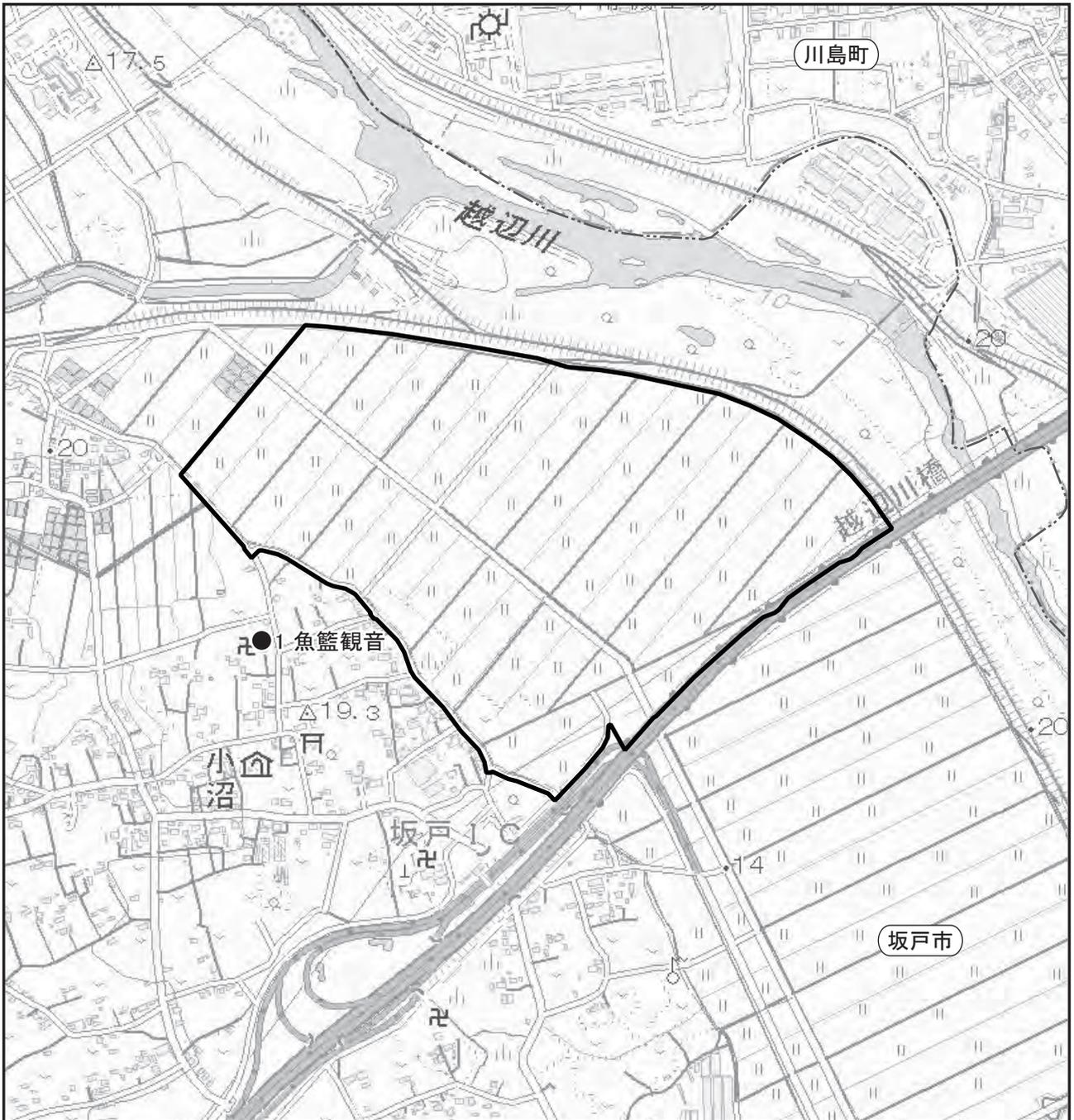
計画地最寄りの文化財としては、計画地南西側に昭和 58 年 10 月付で指定された坂戸市指定文化財の魚籃観音がある。

表 3.2.7-1 計画地周辺の指定文化財

番号	市町	指定	区分		名称	所在地
1	坂戸市	市	有形文化財	彫刻	魚籃観音	大字小沼少林寺

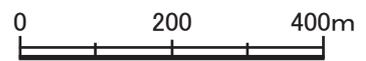
注) 表中の番号は図 3.2.7-1 中の番号に対応する。

出典:「坂戸の指定文化財(有形)」(坂戸市ホームページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 坂戸市指定文化財



1:10,000

注) 図中の番号は、表3.2.7-1中の番号に対応している。  
 出典: 「坂戸市の指定文化財(有形)」(平成30年11月 坂戸市ホームページ)

図3.2.7-1 指定文化財等の分布状況

## (2) 埋蔵文化財

計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.2.7-2 及び図 3.2.7-2 に示すとおりである。

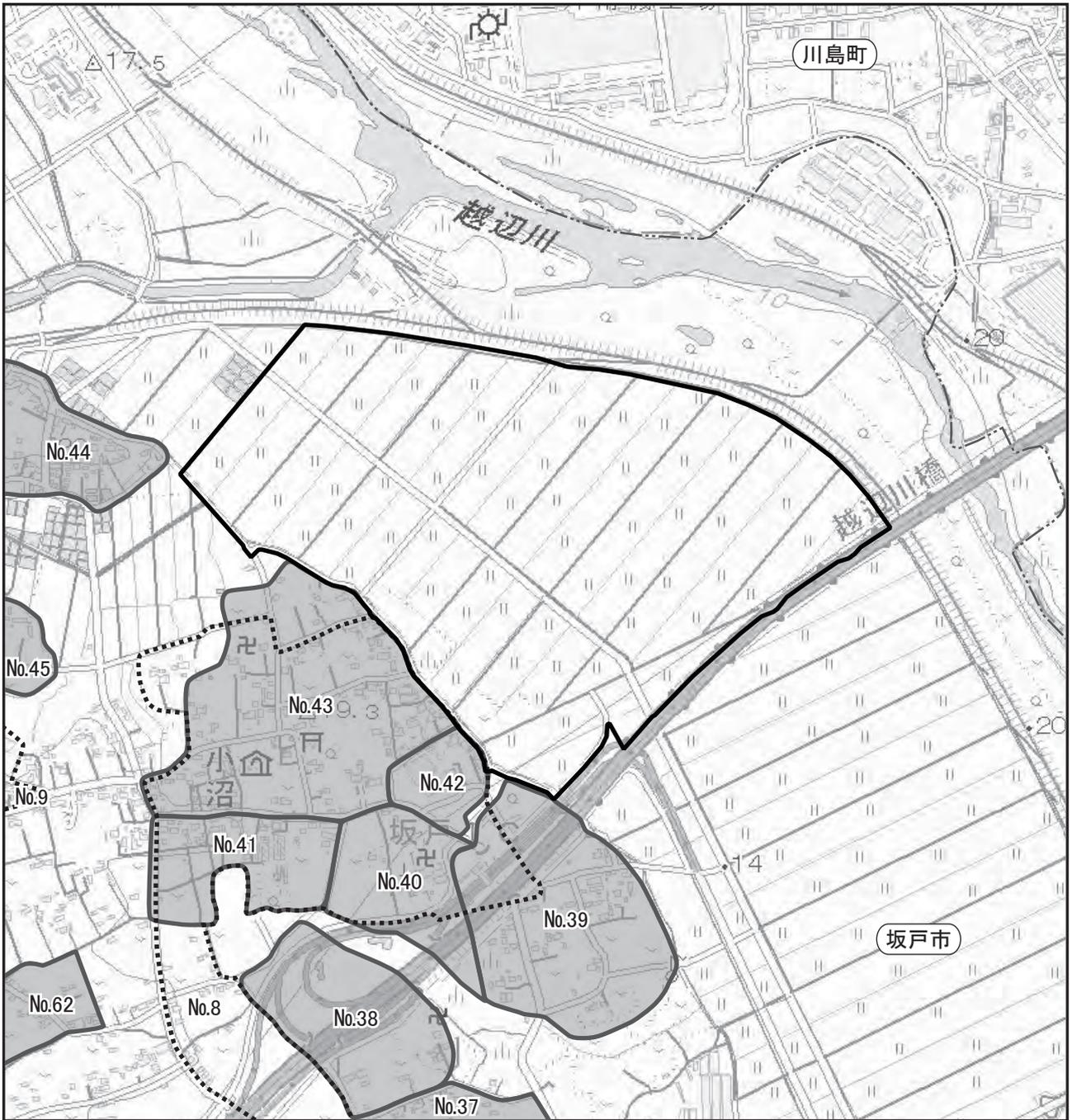
計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地は、計画地西側から南側に分布しており、計画地に隣接する埋蔵文化財包蔵地は、No.8 牛塚山古墳群、No.39 木曾免遺跡、No.42 小沼堀之内遺跡及びNo.43 五反田遺跡がある。

表 3.2.7-2 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

No.	名称	種別	時代
8	牛塚山古墳群	古墳群	古墳
9	雷電塚古墳群	古墳群	古墳
37	北方遺跡	集落跡	縄文、弥生、古墳、奈良、平安
38	北谷遺跡	集落跡	古墳、奈良、平安
39	木曾免遺跡	集落跡	縄文、弥生、古墳、奈良、平安
40	寺脇遺跡	集落跡	古墳、奈良、平安
41	新井遺跡	集落跡	古墳、奈良、平安
42	小沼堀之内遺跡	集落跡	弥生
43	五反田遺跡	集落跡	縄文、古墳、奈良、平安
44	附島遺跡	集落跡	縄文、弥生、古墳、奈良、平安
45	別所遺跡	集落跡	縄文、弥生、古墳、奈良、平安
62	駒方遺跡	集落跡	縄文、奈良、平安

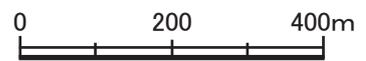
出典：「e-マップさかど(歴史・史跡・遺跡)」(坂戸市ホームページ)

「坂戸市遺跡地図」(埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ)



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 埋蔵文化財包蔵地(古墳群)
-  : 埋蔵文化財包蔵地(遺跡)



1:10,000

注) 図中のNo.は表3.2.7.-2のNo.と対応している。  
 出典:「e-マップさかど(歴史・史跡・遺跡)」(堺市ホームページ)

図3.2.7-2 埋蔵文化財等の分布状況

### 3.2.8 一般環境中の放射性物質に係る環境の状況

#### (1) 空間線量率の状況

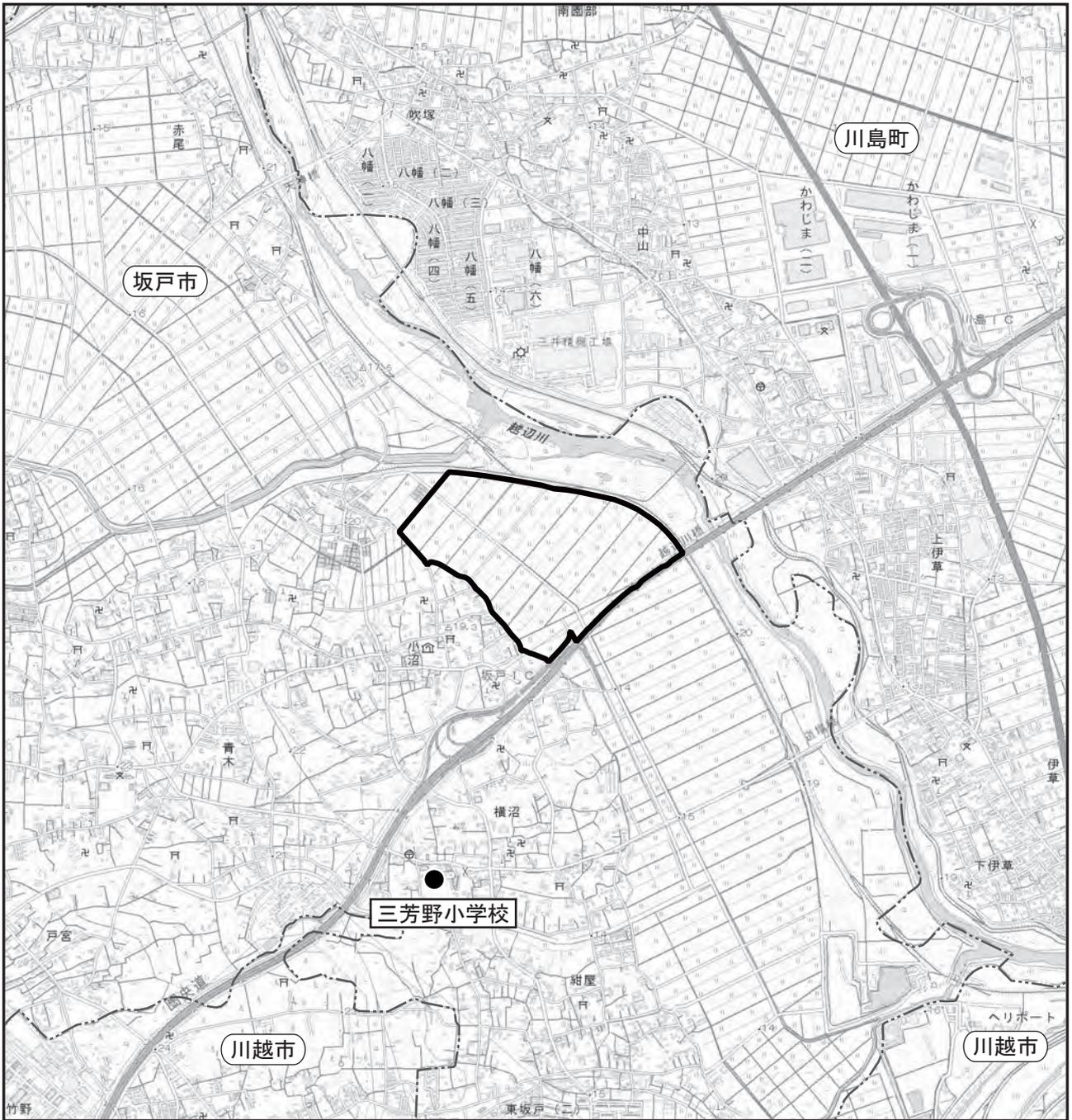
坂戸市における令和4年度の測定結果は表3.2.8-1に、測定地点の位置は図3.2.8-1に示すとおりである。坂戸市における測定結果は0.041～0.043マイクロシーベルト/時であり、環境省が示す「追加被ばく線量年間1ミリシーベルト」に相当する空間線量率(0.23マイクロシーベルト/時)を下回っている。

表 3.2.8-1 空間線量率測定結果(坂戸市、令和4年度)

単位:マイクロシーベルト/時

測定地点	地上高	令和4年度	
		4月	10月
三芳野小学校	50cm	0.043	0.041

出典:「各施設の空間放射線量」(坂戸市ホームページ)



凡例



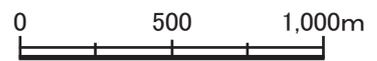
: 計画地



: 市町界



: 空間線量率の測定地点



1 : 25,000

出典:「各施設の空間放射線量 放射線量の測定場所図」(坂戸市ホームページ)

図3.2.8-1 空間線量率測定地点の位置

